# 平成30年第4回定例会議事日程(第3号)

平成30年12月19日(水) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 利 彦 議 員

岸 本 加代子 議 員

梅津義信議員

太田文則議員

山本定生議員

#### 平成30年第4回吉富町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成30年12月19日

招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場

開 会 12月19日 10時00分

応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明

2番 山本 定生 7番 是石 利彦

3番 太田 文則 8番 岸本加代子

4番 梅津 義信 10番 若山 征洋

会計管理者 奥家 照彦

浩

薫

住 民 課 長 瀬口

5番 横川 清一

不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 今富壽一郎

条の規定により説明 教育長皆尺寺敏紀

のため会議に出席し 総務課長 守口 英伸 健康福祉課長 石丸 貴之

教務課長 瀬口

た者の職氏名 企画財政課長 奥田 健一 産業建設課長 赤尾 慎一

直美

税 務 課 長 小原 弘光 上下水道課長 和才

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志

出席した者の職氏名 書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

#### 午前10時00分開議

○議長(若山 征洋君) 皆さん、改めましておはようございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適当発言、不規則発言に御注意 いただき、有意義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますのでこれから、本日の会議を開きます。 なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(若山 征洋君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

#### 日程第2. 一般質問

**〇議長(若山 征洋君)** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容にそってお願いいたします。 また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっていますので、 よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に 行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過 は議場内に表示されますので、消費時間を確認し、厳守してください。

是石議員。

○議員(7番 是石 利彦君) 皆さん、おはようございます1番バッターです。是石です。通告に沿って質問をしたいと思います。

災害復旧工事の国庫補助率についてをお伺いします。

航路浚渫工事費の国庫補助率についてお尋ねいたします。

激甚災害に指定された場合の航路浚渫工事、国庫補助率は何%か。そして通常の災害復旧工事、 航路浚渫工事の国庫補助率は何%か。さらに通常の維持管理における浚渫工事の国庫補助率は 何%でしょうか。それぞれお示しいただきたいと思います。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) お答えいたします。

まず、激甚災害に指定された場合の補助率は、災害査定を受けた部分について、標準税収入に 対する復旧事業費の増額の割合によって補助率が10分の8、または10分の8となり、通常の 災害復旧の基本補助率は3分の2、維持浚渫の場合の補助率は2分の1であります。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 今ちょっと聞き漏らしたんですが、激甚の場合はどういう今、説明されたんですか。もう一度お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 激甚の場合は標準税収に対する復旧事業費の総額の割合によって補助率が10分の8、または10分の8となります。

以上です。(「10分の8または何ぼと言った」「10分の9」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(若山 征洋君) 課長、もう一回答弁して。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 失礼しました。10分の8、または10分の9でございます。 失礼しました。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) またはというのがようわからんですけどね、今、先ほどの標準税収入に対するというのも、ちょっとそこのところがよくわからんのですが、わかりやすくお願いできますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) 激甚災害の場合の補助率を算定するに当たっての国が定めたものでございます。それが標準税収入に対して復旧事業費の総額が20%以内、または20%を超えるその割合によって10分の8、または10分の9になる、補助率になります。以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ちょっと初めて聞きましたんですが、税収入に対する、うちでいうとどういうふうになるんですか。例えば、24年の分でこの前、示していただきましたんですが、66.7でしたかね。その辺はどうなんですか。そこをちょっと例にとってお示しください。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 24年は、通常の災害でございますので3分の2の補助率でございました。

以上です。(「税収で、その場合でいうと、税収でいうといくらになるんですか」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 補助率が10分の8、または10分の9といいますのは、激甚

災害に指定された区域にはこの補助率になりますが、通常の災害の場合は補助率は3分の2でございます。

以上です。

- ○議員(7番 是石 利彦君) 議長、これで終わりですか。
- 〇議長(若山 征洋君) はい、終わりです。
- ○議員(7番 是石 利彦君) わかりました。では、次に行きますね。また、この件については、 またおいおい質問をしたいと思います。

次に行きます。町道の管理についてを質問いたします。

舗装路に傷みのある町道の維持管理はどのように把握しているのかお尋ねいたします。また、 現場確認の後、できるだけ速やかに補修、または再舗装ということになるんだろうと思いますが、 再舗装工事を行う場合、何か基準があるのかお示しください。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) お答えいたします。

道路の維持管理につきましては、町内を巡回する際に、特に表層面についてアスファルトのは がれ等を確認し、発見次第、速やかに簡易舗装を実施し、安全な通行の確保を行っているところ でございます。

次に、再舗装の工事の基準についてでございますが、特に定めてはおりません。それぞれの道路の舗装状態、並びに交通量等や自治会からの要望、下水道工事に伴う舗装復旧箇所等を検討した上で、オーバーレイ、または打ちかえを実施しておりますが、平成30年3月30日、道路法の一部を改正する法律が成立し、道路財源法に基づく道路整備に係る財政上の特例措置が平成30年4月1日から施行され、地方公共団体の財政力に応じた国費率のかさ上げ措置により、市町村道の改築等についても交付金事業等のかさ上げ措置の解消を社会資本整備総合交付金及び防災、安全交付金が重点配分対象事業とされましたことから、その事業を活用し、道路の長寿命化を図っていくこととしている次第でございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 30年に新しい道路法改正となったということなんでしょうけど、 その前に、道路を補修する基準は特にないと、誰かが、地区の方がお願いしたりとか、職員が危 険だなと思ったときはやるんだというようなお話でした。ということは、やらない場合もあるわ けですね。やることもあるしやらないこともあると。

例えば、深さはどのくらいとか穴ぼこが広いとか、そういうことは何ら基準というか、考慮に 入れないということのように聞こえるんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 道路の穴舗装のはがれは町内の巡回する際には職員が速やかに 補修を行っておりますので、長期間の放置をするということはございません。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 何回も言うたけど、現に穴ぼこが空いたところがいっぱいあるわけですよ。私たちも聞くし、自治会からも要望があったからだろうと思いますし、以前でも議員が一般質問の中で言っておりました。それをやっているというふうな認識というのはちょっと心外だなと思いますが、それじゃあ、最近やったところはどこがあるんですか。お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) 最近やった箇所については、今ここでどの路線のどの部分というのはなかなか申し上げにくいんですが、町内、町道が約70キロございます。この中で職員が町内を巡回する際に見つける場合もございますし、自治会長、または住民の方から連絡をいただいてする場合もございます。ただ、先ほど言いましたように、町内70キロの道路延長がございますので、場合によっては職員も気がつかないところもあろうかと思います。ただ、基本的にはそういうところがないように町内巡回で十分道路の状況を把握して、発見すれば、速やかに補修は行っているのが現在の状況でございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) だから、一番近いところで何をしたかと聞いたんですよ。私、これ2番目に言っているでしょう。4年間に補修のため、再舗装した町道がどのぐらいあるのかお尋ねしますと。
- ○議長(若山 征洋君) 是石議員、もう②に行ったんやな。行ったんなら、はい。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) なら、②に行きましょう。この4年間に補修のために再舗装した 町道はどれぐらいあるのかお尋ねしますとやっております。先ほどの質問の中にこれが含まれて おりますんですぐ出るだろうと思ったんですが、はっきり言いませんね。じゃあこの2番目のこ とでちょっとお尋ねします。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 平成28年度が3路線、平成29年度が1路線、それから平成30年度、本年度ですが、1路線を舗装の打ちかえ、またはオーバーレイを予定しております。 以上です。(発言する者あり)
  - 30年度は現在発注はしております。実際の工事は年明けぐらいにはなろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 今言ったのは、町内の穴ぼこ、補修すべきところはほとんど網羅しておるんだろうということだろうと思いますが、気づかないところはあるかもしれませんがと言っていました。

例えば、別府の町道がありますよね、アスファルトをまだしていない、砂利道がありますが、 あれ私も通ってみましたんですが、すごいバウンドをしますし、危険であると思います。それか ら、いわゆる電源道路というところですね、あそこも穴が開いております。こういうところはや った形跡はないんですけども、その中にも過去に補修したところがあるんですか。今、言った 4年間の中に入っていますか。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 是石議員が言われている、別府は佐井川の東側にある未舗装の 道路のことだろうと思いますが、これにつきましては、今年度、舗装を実施することとしており ます。

また、電源の道路、町道小犬丸黒川線につきましても舗装の傷みが激しいので、舗装の補修を実施を今年度、実施いたします。既に発注をしております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) やっとしてくれるわけですね、この時期にね。前からずっとお願いしてあったと思うんですが、町長も最後の年になって初めてするような感じがしますね。そういうことがないことにお願いしたいと思います。

それから、次です。町道の舗装に傷みがあり、それが原因でけがをされた場合、これは責任の 所在は誰にあるのかお尋ねします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 町道の補修につきましては、先ほどから舗装のはがれや陥没につきましてはその都度、速やかに補修を行っているところであります。また道路工事施工に関しても受注業者には特に安全管理の徹底を指示し、安全な通行の確保を努めております。

道路上で発生する事故につきましては、様々な要因があろうかと思います。発生時の状況を調査し、その結果をもとに町は適切に対応いたしております。

したがって、責任の所在を特定して申し上げることはできないという状況でございます。 以上です。

〇議長(若山 征洋君) 是石議員。

○議員(7番 是石 利彦君) いろんなところから早く補修してくれと要望が上がって何年かた ちましたんですが、やっとこの時期になってやってくれると、30年度の後半にやってくれると いうことになったんでよしとしましょう。

ただ、これが原因でけがをした場合の責任の所在はいろんなことが考えられるんでしょうが、 道路管理者の責任があるわけですから、それが認定された場合は町が補償になるんだろうと思う んですが、その場合は、あなたですか町長ですか。そこのところをお尋ねします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 道路の状態が悪くそれを放置していた、それが原因で事故であれば道路管理者は町でございますが、道路の管理の担当課は産業建設課でございますので、担当課長である私が責任であるというふうに、私は思っております。

以上です。

○議員(7番 是石 利彦君) 次にまいります。吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理に対する今後の本町の取り組みについてということです。

当組合では現在し尿処理の今後の方向性についていろいろと検討されているとお聞きしておりますが、本町のし尿処理に対する今後の考え方について町長の考え、組合長からどのような報告があるのか、あわせて町長の考えをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **〇住民課長(瀬口 浩君)** お答えいたします。

吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理場は建設から47年が経過し、老朽化が進んでいることから、現在、し尿処理場の更新計画の方向性について検討を行っております。

現時点では3つの計画案で検討を行っております。環境衛生事務組合で処理を行う施設を建設する場合の案として、界木の現在の場所にし尿処理場を建設する案と、吉富町公共下水道終末処理場付近に施設を建設し、そこで一部処理を行い、処理後、下水道終末処理場で最終処理を行う案です。

そして、豊前市から吉富町と上毛町にし尿処理について共同処理の要請があっております豊前市と共同処理を行う案です。

吉富町では現在、公共下水道事業も行っており、将来的に吉富町のし尿等の受け入れ数量が減少していくところを踏まえまして、そして事業費、維持管理費を考慮し、この3つの案にこだわらず、吉富町にとって、また吉富町外1町環境衛生事務組合にとっても最良の方法を検討し、方向性を出したいと思っております。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) 是石議員。

- ○議員(7番 是石 利彦君) 今、私は町長に質問してあったんで、町長、今、担当課長が言われたことを受けて、もう一度お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 町長。
- ○町長(今富壽一郎君) 今、是石議員さんからの御質問ですが、私が吉富町外1町環境衛生事務組合の組合長を仰せつかっております。ですが、組合長の立場からの発言は控えさせていただきたいと思います。理由は上毛町との協議が整っておりませんので、発言をさしひかえたいと思います。ただ、吉富町長の立場で先ほど課長が申しました3つの方法がとりあえずあろうかと。その中でもどの案にするかというのはまだ豊前市さんからの申し出もありますので、その内容についてまだまだ確定していない部分がありますので、そのあたりを見極めながら、吉富町にとってどの方法が有利なのだということも考えながら検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 担当課長は、このことについて時間をかけていろいろ研究し、関係団体とも協議をしながら積み上げてきたと思っております。組合議員からの報告も全協の場でいろいろお伺いをしております。あとは、大体、組合議会に提案されれば、審議がスムーズにいって、この事業自体が大きく進むんだろうと思っております。

今、町長のお考えがまだ協議が進まない、不明な点があると、どこが不明なんですか。それも 含めて、もう例えば吉富の周防苑の施設は、もう老朽化、先ほど課長が言いました47年たつと、 既に建てかえなりの時期をもう過ぎているだろうと思うんですね。それから、中に投入されるも のも、かなり前と変わったようなことがありまして、運用の面でもなかなか厳しいものがあると 報告も聞いております。ここはひとつ関係市町の首長さんとも前向きの速やかな議論をしてやっ ていただきたいと。

町民から、「どうなっちょんか」という話もよく聞くわけですが、担当の課長なり、担当の議員さんからもいろいろお話聞くんですが、何せ町長が「うん」と言わんと。先を、なんで待っちょるんじゃろうかなと、何を待たせるのだろうかなというお声も聞きます。

だから、ちょっとここの場で、町長が今、疑義があるということを、もう一度お示し願いたい と思います。何が問題なんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** お答えいたします。

今ですね、選択肢の一つであります豊前市との共同処理する場合の課題といたしまして、改修 工事に伴います負担金、そして維持管理の負担金、そして負担金を納める負担方法、あとは職員 等の配置のそういうふうな課題が、まだはっきり結果が出ておりません。

今後、豊前市と協議をして、この内容がはっきりした段階で豊前市と共同処理をするのか、それとも本組合で施設を建てたほうがいいのかを決定いたしたいと思いますので、そういう課題がまだ終わってない段階なので、どうするかという方向性は、まだ見出しておりません。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 町長、どうぞ。
- ○町長(今冨壽一郎君) 今、課長がお答えした内容は、まだまだ不明確であります。慌てて結論を出すことがいいのか、それとも、もっともっと研究をして、慎重に審議をして結論を出す方法がいいのか、そのようなことを考えながら、じっくりと判断をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ここに第4次吉富町総合計画中期計画というのがあるんですね。 それを見ますと、そこに、今言う周防苑というんですかね、環境衛生事務組合の将来とか、どう するんかというような計画が出てないと思うんですが、どっかありますかね。大体、これは、ど こでつくるんですかね、担当はどちらなんでしょうか。なんか言いよるね。(発言する者あり) これどっか載っていますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(奥田 健一君)** 町の総合計画の窓口としましては、企画財政課でございますので、企画財政課のほうでお答えさせていただきたいと思いますが。

先ほど、議員さんおっしゃいました周防苑ですね、更新をどうするかというその件ですが、それにつきましては、組織が一部事務組合でございますので、別組織ということでございますので、 この吉富町の総合計画の中には盛り込まれていないというわけでございます。

以上です。

○議員(7番 是石 利彦君) ありがとうございました。

.....

- 〇議長(若山 征洋君) 次に、岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 8番、岸本です。今回は、4項目、6点について質問させていた だきます。

まず1点目は、町営住宅の空き屋の管理についてお尋ねいたします。

以前の別府住宅の方から、空き家となった庭の草取りが大変で、まずは自助、次は共助で、隣 近所で協力してやってほしいと言われるけれども、女性の高齢者、障害者が多くてできないと、 そういう声を聞いたことがあります。

11月の議会報告会では、平原住宅の建てかえの問題が出されましたが、この平原住宅でも空き屋の庭に草が伸び、雑多なものが捨てられたりしておりました。この平原住宅のこの問題については、その後、草も刈り取られ、捨てられていたものも除去されて、住民の方は大変喜んでおられます。

住宅に居住する上で、自助は基本、共助も大切です。しかし、空き家に関しては、大家である 町に管理責任はあり、地域の方にはあくまで協力をお願いするという対応が適切であると考えて おりますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(石丸 貴之君)** お答えいたします。まず、本町の住宅の管理状況から申し上げたいと思います。

本町の町営住宅の管理戸数は、現在、160戸となっております。11月末現在での空き屋は幸子団地13戸、間尾団地8戸、平原団地9戸、高浜団地8戸の合計38戸となっております。

そのうち高浜及び平原団地につきましては、耐用年数を超えているために、政策空き家として 入居を現在停止しており、間尾団地につきましては、2022年に耐用年数を迎えることと、入 居するためには大規模な改修が必要であることから、現在、入居を停止しております。幸子団地 につきましては、公募に対して申し込みがない状況が過去に続いておりまして、間取りや風呂釜 の持ち込みなどを説明すると申し込みまで至らないことから、現在は、公募を一旦停止しており、 今後は大規模な改修を計画しております。

今年度、県との協議で平成31年度に実施設計業務、平成32年度からは改修工事を計画しており、間取りの変更や外壁改修、水回り設備等の更新を実施する予定にしております。また、高浜、平原、間尾団地におきましては、町営住宅長寿命計画により、幸子団地の改修を優先的に行うため、終了後に建てかえ事業の検討を行うようにしております。

それと、先ほど岸本議員が言われました住宅の空き屋の草刈りにおきましては、議員おっしゃるとおり、自助、共助での草刈りが基本となりますが、入居者の高齢化や減少により、空き家周辺の草刈りについては、現状は厳しい状態のなっておると思われます。

そして、今年度につきましては、一部職員と、あとシルバー等に頼んで草刈り等を行っております。この頻度をふやしてほしいという要望も町のほうにはきております。

今後は、31年度以降につきましては、そういったことも踏まえて町職員での草刈り、あるいは職員の繁盛期にはシルバー互助会等に委託して、管理をする方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 今後、そういう方向でしていきたいと、いただけるということは大変ありがたいんですけども、今の答弁の中に、基本的なところで、自分が借りているところを自分がするというのは当たり前のことなんですけど、空き家に関しては、やはり自助、共助が基本ではなくて、空き家に関しては、自助というのが大家であるその町の責任ということならばわかるんですけど、町が管理責任あると思うんですけど、その辺をもう一回お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(石丸 貴之君)** 自助、共助ということでありますが、空き家につきましては管理がもう町というふうになっておりますので、先ほども申し上げましたとおり今後は、町あるいは外注により草刈りのほうの管理をしていきたいと検討しております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 今、基本的な点が示されたのでいいんですけど、単に草刈りだけ じゃないんですよね。平原の場合は、いろんなものが庭に投げ込まれたりとかしておりました。 そこに子供たちがたむろしたりとか、危ないと言われていました。草刈りとおっしゃったけど、 草刈りだけじゃなくて、全ての管理責任、もう一回お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(石丸 貴之君)** 議員のおっしゃるとおり町営住宅の管理は町なので、その方向性でいきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) では、次の危険な空き家の対策についてお尋ねいたします。

これも11月に行いました議会報告会で、そこに出席された住民の方から空き家対策についての不満が出されました。今回は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条で規定されている、特定空き家への対策についてお尋ねいたします。

11月に私たちがいただきました資料によれば、倒壊の危険性があり、修繕、解体などの緊急性が高いものとして5件あるとのことでしたが、特定空き家は必ずしも倒壊の危険性だけに限られたものでありません。本町では、計画も策定されておりませんし、協議会も未設置という状態です。こうした中で、特定空き家に該当すると思われる空き屋はどの程度あるでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** それでは、まず、準備しています回答を読ませていただきます。そ の後、質問にお答えさせていただきます。

危険空き家の対策といたしましては、住民課が把握しています危険空き家を初め、自治会や住民からの空き家対策について依頼があった場合は、空き家や土地の状況把握を行い、所有者等が確認できた場合は、現況の写真と通知を何度も送付して、適正な管理をお願いしております。これまでも、6件の危険空き家を所有者みずから取り壊しを行っており、一定の成果を上げております。また、連絡できる所有者や関係者がいない場合は、住民課職員が空き屋への侵入防止のためのバリケードの設置、壁の補修、樹木等の伐採を行い、安全対策を行っております。

そして、本年の4月から住民の安心安全の確保と、住環境の改善を図ることを目的とした「吉 富町老朽危険空き家等除去事業補助金制度」を開始し、危険空き家の取り壊しに要する費用の一 部の補助を行っております。

先ほど質問のありました危険空き家につきましては、企画財政課のほうが空き家調査を行いまして、ランク C、要するに倒壊危険性や修繕解体などの緊急性がある、それに該当する分が37件ということで調査がありましたが、住民課では、その後、37件全ての現地調査を行いました。そうしましたら5件、危険的な空き家があるということで把握しております。以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 私が聞きたかったのは、倒壊のおそれがあって解体とか修繕が必要な空き家というのは5件というのはわかっていたんですけど、この特定空き家というのはこれだけじゃなくて、それも含まれるんですけど、例えば、適切な管理が行われていないことによって著しく景観を損なっているとか、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるとか、そういったものも含まれていて、大体4件あったかと思うんですけど。そういったも含んだ形での、いわゆる法で言うところでの特定空き家がどのくらいかなと思ったんですね。それがわかれば教えていただきたいのが一つと。

今、言われたことは、私たちがいただいた11月の資料まででしょうか。その後に何か変化がありましたら、今、12月ですよね、あれ11月の最初にいただいたと思うんですけど、1カ月半ぐらいたっているんですけどね。その後に何か変化がありましたら、そのこともあわせて。

あのときたしか補助金の今制度をおっしゃったんですけど、その該当というか、その申請はないという、ゼロってあのときの報告はあったんですけど。(発言する者あり)あっ、その後のですか、済みません、それをお願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** 住民課といたしましては、ともかく危険性がある空き家を5件ということで把握しております。ほかの分につきましては、そこまでまだ把握しておりませんけど、 当面は危険性が及んでいるという空き家を5件ということで把握をしておりまして。

そして、あと、先ほど言っておりました補助金の申請なんですけど、1件申請があっております。しかし、一応、判定委員会で現地を確認いたしまして、判定をした結果、補助の対象にならないということで、その分はそういう形で、本人さんのほうには報告させていただいております。それと11月からの変化につきましては、申請の件だけでありますので、別段それ以上、以降変わっておりません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) もう3回目なので、2点お聞きします。

一つは、幸子古区にあります2件の空き家なんですけど、これは、その今言われている5件の中に入っているんでしょうかということが一つと。

もう一つは、確かに所有者のある個人財産なので、町としての対応も難しいものがあるかと思 うんですね。しかし、先ほど言われましたようにいろんな努力をされているけれども、それが実 ってないというか、それがために地域の住民の方の安心で安全の暮らしを脅かしている。

それならば、もう次の段階に町としては進むべきじゃないかと思うんですね。つまり代執行も 視野に入れた形での計画の策定、そして、そのための協議会の立ち上げとか、そういう検討もな されていくべきではないかと思うんです。これから空き屋はふえていくと思うんですよね。その 辺の今後の方針をお願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- 〇住民課長(瀬口 浩君) お答えします。

幸子の2件ですけど、1件につきましてはその5件のうちに入っています。もう一件につきましては、私たちが見る範囲内で、周辺に余り家も隣接していませんし、そこまでの老朽化になってないというというふうに判断しております。

それと、今後につきましては危険空き家はもうふえてくると思います。再三指導を行っても、 所有者等が管理を行えない場合につきましては、今後は、この特措法に従って、特定空き家と認 定して、指導命令、そして最終的には代執行ということも、今後、検討していく必要があるとは 思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 次の段階に向かって検討していくということですので、ぜひお願いします。また、地元の方にとってはとても議会報告会で、結構激しくおっしゃっていましたので、切実な課題となっているんだと思います。その辺も考慮して、早急にやっていただきたいと思います。

では、次の幸子・神揚の急傾斜地の対応についてお尋ねいたします。

この問題は、これまでに2度、私自身は取り上げてきました。ほかの方も言われているかと思います。先日の議会報告会でも住民の方からこの問題について発言がありました。

これまでの執行部の答弁をちょっとまとめてみますと、「県が急傾斜地崩壊危険区域に指定すれば県が工事をし、国が2分の1を補助するけれども、県の指定条件を満たしていないため指定されていない。」だからこの工事がなされていないということだと思います。

それから「対応としては現在のところ、早目の避難を進めている」ということ、こういったことを住民の皆さんに説明したところ、「危険だということを執行部としても認識してほしい」ということであったと。「危険性は十分認識している。今後も県と情報交換しながら対策を検討していきたい。」私が議事録を見ながらまとめたのはこういうものではなかったかと思います。まず、その後、対策に進展はなかったか、報告していただきたいと思います。

それと、私は、あそこの土地は個人の所有だというふうに思っていたんですけれども、実際、 あそこの全体の所有はどうなっているのかについて報告してください。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) 今の岸本議員の後半の質問について、所有者ですが、一部民地、 それから、町の管理上、管理上の番号が4000番台という土地の番号がついておりますが、法 務局に確認しましたところ無番地の土地であると。ですから、所有者がわからないという見解で ございました。

以上です。(「進展、対策についての進展について」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- O産業建設課長(赤尾 慎一君) 急傾斜につきましては、産業建設課が担当しておりますので、お答えさせていただきますと、昨年の議会でも総務課長が答弁したとおりで、特に以降変わりはございませんが、産業建設課としましては、当地区が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されておりますので、それについてはハード事業のメニューはないということでございますが、今後、国または県がそういったハード事業を創設する状況を注視しながら、そういったものが措置されれば、そういった適用について検討はしてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 一部、民地で所有者がわからないとおっしゃったんですけど、その割合というのはどのくらいなのかというのが一つ教えていただきたいですね、まず。

それと、その所有者がわからない場合のその対応が、ちょっと私もどうなるんでしょうか。そ

の辺が2点目です。

それから、3点目は、以前は、たしか個人所有のものについての補助はなかったと思うんですね。でも、東日本大震災の後に国のほうも、先ほど言われた、そういう指定、一つの必要な条件をクリアすれば補助ができるような制度ができてきたと私は認識しております。

つまり、先ほどのし尿処理の問題もそうなんですけど、数年前までは、くみ取ったし尿を公共下水道の終末処理場に入れて処理をするということは、だめというふうに思っていたし、思われていたと思うんですね。でも、ずっと変化してきて、今はそれができるようになっています。つまり例えば、急傾斜地崩壊危険区域、これの条件も調べてみると、傾斜が30度、それから、高さが10メートル、下に10戸以上の住宅が必要であると。しかし、これも変な話ですよね。30度ならいいけど、32度だったらだめとか、10メートルないといけない。じゃ9メートル50だったらだめなのかとか、そういったことではかれない部分というのはたくさんあると思うんですね。やっぱり地盤の強度だとか、それから、樹木があそこにあるのとかないのとか、そういったものを総合的に判断して、やっぱり考えるべきだと思うんです。つまり、県が言っていること、国が言っていることは、必ずしも変化しない、固定的なものではなくて変化していくと思います。

私が、一番大事と思っているのは、町が危険だというふうに認識しているのであれば、それに向けて、いわゆる打開していく、穴をあけていく、そういう努力だと思うんですね。今の答弁では、そういうのが県がすればみたいな感じだったんですけれども、国や県を動かすような積極的な対応が私は求められていると思います。町の対応としては、いかがでしょうか。

3点、お願いします。

## 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。

O産業建設課長(赤尾 慎一君) 現在のところ、土砂災害警戒区域あるいは特別警戒区域については、ハード事業がないということで、岸本議員がおっしゃるように、危険なところであると。ただ、急傾斜地については、土砂災害の警戒区域につきましても、県が指定するということでございます。また、危険は当然町も認識しておりますので、当然、そういったところの解消については町も県あるいは国へはそういった改修についてのいろんな事業メニューについて要望はしていかなければならないというふうには考えております。

それから、割合ですね。土地の割合ですが、割合をどういうふうに表現していいのか、面積なのか。ただ、民地については面積は登記簿でわかるんですが、無番地のところについては面積はわかりませんので、面積の割合というのは、ちょっとお示しできない。接している延長での割合であれば、ある程度割合というのは示すことができるだろうと思いますが、今、現在そういう手持ちの資料がございませんので、ちょっとお示しができません。

それから、補助を一部あるというようなこと、岸本議員さんが今言われましたが、ちょっとそ の点については、私も調べましたが、もう補助というメニューはないように今あります。

ただ、県がそういうところについては避難勧告をすることができるというふうになっております。ただ、まだそういう例はないようでございますが、その場合は、借入金の融資であるとか、立てかえにかかるそういった補助等はあるようでございますが、その危険箇所についての改修の補助メニューというのは、私が調べる限りではないようでございます。

以上です。(「所有者がわからない場合の対応をお願いします」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 法務局がわからないということで、なかなかどういう手当を使って調べればいいかというのは、今、現在、今調べるところでございますが、推測するに町でないんであれば、県あるいは国ではなかろうかというふうには思っておりますが、そこはもう少し時間をかけないと所有者については判明ができないんじゃなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 幾つかお尋ねします。

個人所有のものについての一定の条件を満たせば補助できるというのは、何年か前に調べたんですけど、もう一度調べてみますけど、たしかあったかと思います。東日本大震災の後にそれができたというふうに聞いていました。ただし、かなりハードルが高いというかというのを記憶しております。これ私も調べてみたいと思います。

それと、所有地が、所有者がわからない場合、そこのその地域に対しては誰が責任を持つんですが。町が町の管轄なので、町にその管理責任というのはあるんでしょうか。それが一つですね。それともう一つ、時間をかけないとわからないとおっしゃったんですけど、所有者がわからないということがわかってから、どのくらい時間たっているんですか。あとどのくらいかかったらそれがわかるんですか。まずは、その所有者を特定しない限り、事が前に進まないような気がするんですね。その辺、お願いします。

それと、もう一点は、もうこの問題については、もう本当に町がリーダーシップとっていただきたい。どんどん引っ張っていっていただきたい。何とかしないと、もしか事故が起こったときは、責任問われると思うんですね、これだけ言われていたら。

そして、もう一点、地域の方に、地域の住民の方、それから、地元の区長さんにぜひその辺の ことを丁寧に説明していただきたいというふうに思います。お願いします。

〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。

**○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 町の管理する土地であれば、当然、町が責任であるのは当然だろうと思います。所有者がわからない。無番地というのが判明しましたのは、今回、質問通告をいただいて、うちの税務課の台帳であるとか、それから、法務局にも確認しました。法務局に確認しました。法務局の図面には番地が振られていないと。その分については、法務局としてはわかりかねるという回答でございました。

ですから、無番地のものを誰が所有者、管理者であるかというのを探すというのは、県または国、いろいろな省庁がございますので、それを探すのにはちょっと時間がかかるんじゃなかろうかと。それが判明するのにどのくらい時間がかかるかというのも今ちょっとはっきりと申し上げることはできませんが、里道、水路につきましては、権限移譲で町のほうに移譲されました。それは国土交通省の管理でございます。そのときに、その無番地のところが移譲されなかったということは、国土交通省以外のものではないかなというふうには思っておりますが、ただそれ以外のどの省庁であるかというのは、今後ちょっとじっくりと調べていきたいというふうには思っております。

それから、地元の説明については、当然、総務課とまた連携しながら、十分に危険であることとか、いろいろなことをまた周知をしていかなければならないというふうには思っております。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) では、早急によろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。子育て支援の問題です。就学援助制度における入学準備金の支給時期についてお尋ねします。

就学援助制度の支給対象の一つに、入学準備金というのがあります。この支給が入学後になるため、保護者は準備費用の工面に苦労をし、一旦借金をせざるを得ないという話も聞いていました。この数年、全国でこの支給時期が問題となり、事務的な努力と工夫もなされ、少なくない自治体で入学前に支給がされるようになっております。

京築地区でもこういった自治体広がっております。本町でもこの支給時期について検討するということだったんですけれども、来年度についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(瀬口 直美君) お答えいたします。

御質問の就学援助制度における入学準備金、項目としては新入学学用品費という項目で支給しているものでございますが、今期の定例会に必要な経費として補正予算に計上をしておりまして、町といたしましても31年度入学対象者から、31年3月ですね。今年度中の支給をということで今回補正予算に計上させていただいておりますので、それが可決されれば3月の中旬をめどに

準備を進めたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) いい方向でしていただいてよかったなと思います。そのことを該当する親御さんには、どのように通知をなさるんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(瀬口 直美君) まず、町ですから、小学生、新入学の小学生に対しましては、2月の1日に入学の説明会がございます。このときに案内として毎年就学援助の案内はしているんですけれども、入学準備金に対しては、今年度中に支給を希望する方に対してはしますということで、全員にお知らせをする予定にしております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) よろしくお願いいたします。

次の質問です。医療費の補助を18歳年度末までに拡充することについてお尋ねいたします。 誕生したゼロ歳の赤ちゃんが18歳、そして、二十になるまで子育ては続きます。そして、子 育ての中心は、心身の健康であると思います。こうした観点からも教育や保育、医療への援助が なされているのだと思います。

現在、本町では部分的な負担はありますけれども、中学校卒業まで医療費に対しては無料となっています、基本的にですね。この補助を高校卒業まで、つまり18歳年度末に拡充してほしいという保護者の願いがあります。こういったふうに子供たちの医療費の助成を拡充していくということについては、基本的にどんなようにお考えでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(石丸 貴之君)** それでは、質問についてお答えいたします。

議員さん言われたように、子ども医療費制度につきましては、県制度は助成対象をゼロ歳から 小学生までとしておりますが、吉富町では吉富町在住で健康保険に加入しているゼロ歳から中学 校3年生までの児童を対象としており、医療費の自己負担額の大半を助成する制度となっており ます。

町制度の1月医療期間ごとの自己負担額については、未就学児は入院と外来が無料、小中学生は入院が無料で外来が月500円が上限となっております。

県制度と自己負担額の差額、県制度の対象額である中学生は、全額が町の独自助成となっております。

先ほど言われましたように、確かに子ども医療を18歳の年度末までに拡大すると、家庭経済

の負担は軽減されますが、完全無料化につきましては安易な受診がふえてしまう可能性もあることから、子ども医療費を18歳年度末まで適用させることについては、慎重な判断が必要かと思われます。今後につきましては、国、県における子育て支援対策についての動向を十分に見きわめていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 私が聞いたのは、この子供たちに対する医療費の助成を、昔はゼロで、それから、赤ちゃんだったかな、3歳未満、それから、それが小学校入学前まで、それで、小学生になって、今、中学校までになっていますね。みやこ町だったと思うんですけど、そこはもう高校までやっていますよね。

そういうふうに、先ほど私が前段で述べた、生まれてから18歳、今選挙権18歳になりましたけど、それから、二十、成人ですね。ここまでの間が私、子育て期間だと思うんですね。この子育て支援として、この助成を拡充していくということについて、基本的にどのようにお考えですかということをまず聞きたかったんです。お願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(石丸 貴之君)** 確かに今言われるとおり、子育て支援は大事と思いますが、現在、国の協議会の中でも完全無料化がいいかどうかちゅうのは二分化されておるみたいです。もし完全無料化にした場合は、先ほども申し上げましたが、安易に医療機関を利用し、日ごろからの家庭内での健康管理がおろそかになるというふうな検討もされております。

また、ほかの協議会におきましては、国がある程度統一的な全国統一の法整備をしてみてはど うかという意見もございますので、今後におきましては国のそういった協議会、国の方針等を見 極めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 3回目ですよね、私。
- 〇議長(若山 征洋君) はい。
- ○議員(8番 岸本加代子君) ちょっと同じところでやりとりしているんですけれど、今、課長が言われたのは国の方針だとか、あるいは、よそでこんなふうに言われているとかということだったと思うんです。

本町としての子育て支援、吉富町の宝である子供たちへの支援として、本町ではどう考えているかということを聞きたかったんですね。それをもう一回お願いします。3回目なので。ちょっと幾つか用意していたんですけれど。

それと具体的なことなんですが、平成28年度実績で500万円、新たにお金がかかるというのを幾つか答弁いただいているんですよね。今、30年度なので、平成29年度実績でもほぼ同額なのかどうかということですね。済みません、ちょっともう1回しかできないので、基本的な部分とそのお金の部分ですね。

それと一つ反論としては、先ほど補助を余計にすると安易な受診につながると、家庭での健康 管理がおろそかになると。これは別の問題だと思うんです。安易な受診は控えるべきです、確か に。でも必要な受診はしないといけないんです。お金がないために必要な受診ができない人がい るわけです。だから、子育て支援としてそこが大事になってくると思うんですね、そして、安易 な受診をしないとか。

それからもう一つ、家庭での健康管理、これはこれとして教育はするべきです。いろんなことをやっていくべきだと思うんです。これとこれを関連させてリンクさせるからおかしくなるんです。だから、そこは反論しておきます。

そして、3つ目の質問としては、今、課長の答弁では、これはしないという理由の中にはお金のことは余り出なかったんですけれど、一つ言っておきたいのは、財源的な問題としては、考え方次第で500万円というお金は町の財政規模からすれば、ほんのわずかの倹約で、ほんのわずかの考え方を変えることでできる額です。

それでもできないとおっしゃるのであれば、国が今まで平成29年度までは未就学児の子供たちの医療費を無料にしていた自治体に対して、ペナルティとして国庫負担金を減額調整していたんです。今年度、平成30年度からは、この減額補正をやめました。そのために新たに吉富町には約500万円――あのときの課長の答弁では四、五百万円とおっしゃいました。そのお金があるわけですよ。だから、これをそっくりそこに充てれば何の努力をしなくても、そこでできるんです。

だから、財源がないちゅうことはないので、やっぱり考え方、町が子供たちをどう思っているのか、子育て支援に対してどう積極性を持っているのかということに係ると思うんです。それだけ言って先ほどの質問をお願いします。

## 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

**〇健康福祉課長(石丸 貴之君)** 済みません、500万円というのはちょっと私のほうも把握は していないんですが、現在調べますと多分、中学生の800円の負担、800円が今、通院に外 来でかかっております。

まず、その分をなくした場合が6月の議会でも述べましたが、それで280万円です。それが 負担増になります。 $16 \cdot 17 \cdot 18$ 歳、18歳未満を――高校生は今、無料の対象とはなって おりませんので、それをもし無料にするとなると、ちょっと社会保険のほうは健康福祉課のほう で把握はできませんが、国保の関係から推計しますと一千四、五百万円ぐらいはふえると思われます。

そういったことで、もし18歳未満を完全無料にすると、その280万円も含めて一千七、八百万円ぐらいはかかるのではないかと想定されますので、500万円じゃちょっと賄い切れないのではないかというふうに思われます。

それと29年度から比べても多分、医療費については同額ぐらいであるので、今後もし18歳 未満が全額無料というふうになれば、先ほども言いましたように一千七、八百万円はかかるんで はないかと思うので、財源的な面も含めて厳しいのではないかというふうに思います。

以上です。(「いや、基本的な考え方」と呼ぶ者あり)基本にはやはり先ほども言いましたように、家庭でまずは十分注意していただいて、かからないようにということで、18歳未満については今後は、国がどういったふうな方向性を出すかによって検討していきたいというふうにしか今現在では言えません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 一千四、五百万円のお金がかかると言われました。町の財政規模からすれば、その一千四、五百万円というのは1%にも満たない額です。それは考え方次第でどうにでもやりくりできます。財源的な問題ではないというふうに私は思いました、今の課長の答弁を聞いて。やっぱり子供たちを守るという立場から、考え方を変えていただいて、高校生までの医療費への補助をお願いしたいというふうに思います。するべきだというふうに思います。

最後の質問に入らせていただきます。

4、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容の現状と拡充について、お尋ねいたします。

従来、介護保険で要支援と認定された方々への支援が介護保険から離され、市町村がそれにか わって行うようになりました。そのサービス内容について、ことし7月現在の実態を見ると、そ れぞれの市町村によって差があります。

まず、本町の実態についての説明をお願いいたします。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(石丸 貴之君) お答えいたします。

平成27年の介護保険法改正により全国一律の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護 予防通所介護につきまして、各市町村の実績に応じた多様なサービスができるように、新しく介 護予防・日常生活支援総合事業ができまして、平成29年度末までの移行が義務づけられており ます。 本町におきましては、平成27年度より介護予防・日常生活支援総合事業に徐々に移行してい く取り組みを行ってまいりました。

平成30年度以降の総合事業の訪問サービスは、身体介護が必要な方への従前の介護予防訪問サービスに加えまして、生活援助が必要な方への多様なサービスとして基準を緩和したサービス、住民主体のサービス、専門職による短期集中サービスなどを設け、サービスの多様化を進めていくことになっております。

多様なサービスの具体的な内容といたしましては、生活援助において人員や資格等の基準を緩和した訪問型サービスA、地域の住民によるボランティア主体による訪問型サービスB、保健や医療の専門職による短期集中予防サービス・訪問型サービスC、通いの場への移動支援や送迎前後の付き添いの支援を想定した訪問型サービスDがございます。

引き続きまして、通所型サービスにつきまして、従前より実施しています介護予防・通所介護サービスに加えまして、訪問型サービスと同様に、多様なサービスとして基準を緩和したサービス・通所型サービスA、住民主体のサービス・通所型サービスB、リハビリ等の専門職による短期集中サービス・通所型サービスCなどを設け、サービスの多様化を進めていくこととなっております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 今おっしゃったこと、例えば訪問型サービスの場合のサービスA からB、それから通所型サービスのAからC、これは全て吉富町でやっておられますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(石丸 貴之君**) まず、訪問型サービスの現状について御説明いたします。

身体介護が必要なため、介護予防訪問介護の利用者は15名で、吉富鳳寿園のほか2カ所の介護サービス事業所を利用しております。

次に、生活援助で人員等の基準を緩和し、実施している訪問型サービスAの利用者は6名で、 これも吉富鳳寿園の介護保険サービスを利用しております。

ボランティア主体による訪問型サービスにつきましては、ボランティアの育成等のノウハウが あります吉富町社会福祉協議会に委託して、ボランティアの方が有償で買い物支援、ごみ出し、 通院介助などの支援を2名の方に実施しております。

保健・医療の専門職である保健師等が3カ月から6カ月の短期間に集中して支援を行う訪問型サービスCは、保健師などでは機能訓練に向けてより具体的な支援ができないと判断しておりまして、今現在は本町では実施しておりません。そのかわりに介護保険のサービスを利用して、より専門性の高いリハビリ専門職に訪問してもらっての支援を行っております。

通いの場への移動支援や送迎前後の付き添い支援を想定した訪問型サービスDにつきましては、 現在、介護予防サロン事業として、社会福祉協議会が月に3回ほど老人福祉センターで実施している、サロンで巡回バスなどを利用して参加している現状のため、実施しておりません。

引き続きまして、通所型サービスの現状について御説明いたします。介護予防通所介護の利用者は37名でデイサービスセンター、吉富鳳寿園のほか4カ所の介護保険サービス事業所を利用しております。

次に、ミニデイサービス等を主として人員等の基準を緩和し、実施している通所型サービスA の利用者は16名で、吉富鳳寿園のほか1カ所の介護保険サービス事業所を利用しております。

住民主体による要支援者等を中心とする、自主的な通いの場となる通所型サービスBにつきましては、平成27・28年度におきましては2団体に補助金を交付しておりましたが、1団体につきましては自団体で運営し実施していきたいという意向がありましたので、平成29年度は1団体のみ支給しておりました。

しかしながら、平成29年度の参加者の内訳が元気な高齢者がほとんどでありましたので、本年度、平成30年度からは総合事業の通所型サービスBではなく、高齢者が通いの場に行くことで介護予防が可能である一般介護予防事業として継続的に事業を行っております。

最後に、リハビリ等、専門職が短期集中で行う通所型サービスCでは、訪問型サービスCと同様に、現在は介護保険サービスの通所リハビリを利用している現状で行っております。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 今の実態の説明を聞いてみますと、例えば吉富町の場合、県内、県全体の資料によれば、訪問型のほうのサービスCとサービスD、それから通所型の場合のサービスCはしていないというふうになっていたんですね。今の説明を聞きますと、一つは、ほかのもの、そういったものはしていないけれども、それにかわったことで何かやっているということ。それから、移送の場合 送迎ですね。これは巡回バスとかを使っているので、今のところは必要はないというところでそうなっているというふうに聞きました。私のそういった理解でいいのかどうかが1点。もう最後なので1点。

それから、今やっていらっしゃらないものが、そういった代替的なもので今のところはまが行っているような感じなんですけれども、それがまが行かなくなったとき、どうしても必要になったとき、そのときには高齢者の方のそういった要求が実現できるような――ここで規定されているものでもいいですし、ほかの方法でもちゃんとできるような方針を持っておられるかどうか、その2点、お願いします。

〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

# 〇健康福祉課長(石丸 貴之君) お答えいたします。

総合事業でのサービス提供の際には利用者の介護予防・日常生活支援を目的として、介護予防ケアマネジメント地域包括支援センターの介護支援専門員等が適切な指導を行い、自立支援の目標を今現在は設定しております。

議員さんが言われたように、今後、拡充につきましては、現在、要支援1に相当の方に、吉富町社会福祉協議会で実施しているボランティア主体による買い物、ごみ出し、通院介助などの訪問型サービスBの利用者が少ない状況でありますので、広報等で周知を行っていきたいというふうには考えております。

それと現在、リハビリ等の専門職による短期集中サービス・通所型サービスCにつきましては 実施しておりませんが、退院後等でリハビリを受けたいとの相談等が多々あります。そのような 方にリハビリの専門職の指導を受けられる通所型サービスにつきましては、今後は検討していき たいというふうに考えております。在宅での生活が自立できるよう、地域包括支援センターが介 護予防ケアマネジメントを行っていき、リハビリを受けることで住みなれた住宅での生活が可能 となり、家庭や地域で生活ができるようにしていきたいというふうに考えております。

それと通いの場への移動支援や送迎前後の付き添いの支援を想定した訪問型サービスDにつきましては、地域住民、民生委員等が主体となって町のさまざまなサービスなどを考える場、吉富町協議体の中で移動サービスについても今現在、協議しているところでございます。

吉富町におきましては、地域の実情に合わせて要支援等に多様な介護予防・日常生活支援を実施しておりますので、今後も地域住民のニーズを把握して、必要なサービスにつきましては随時検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 議会報告会で高浜のほうでしたときに、やっぱり買い物支援の要求がとてもたくさん出ました。もう切実だとおっしゃっていました。

高齢社会は、これからどんどん進んでいくと思うんですね。年をとっても安心してこの町で住めるんだということがわかれば、若い人たちも家を建てると思うんです。だから、やっぱり高齢者支援というのは、とても大事な町政の大きなポイントの一つだと思います。いろんな知恵を出し合いながら、よい方向に行けたらいいかなと思います。

これで、私の質問を終わります。

.....

○議長(若山 征洋君) 暫時休憩いたします。11時30分から再開。

午前11時20分休憩

# .....

#### 午前11時30分再開

- ○議長(若山 征洋君) 休憩前に引き続き、再開いたします。 梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) 平成30年、西暦で2018年、名が変わる最後の定例議会でただいまから質問するわけですが、通告の前に議長のほうを見たときに、かねがね常々思っていたのが、国旗がしなだれているのがこの4年間心苦しいものがありました。どうか名が変わる前に国旗を新調するなり、日本一国民として新たな気持ちで新元号のもとに、町の発展のために邁進していきたいなと思いながら、ただいまより通告に従って一般質問を行いたいと思います。

1番目の猛暑下体育館でスポーツをされる方への支援についてというところです。

冷房が完備されていない限り、町の体育館の温度は、風通しの悪い体育館では、対流も生じず、 灼熱状態になるので、屋外よりも高温で環境的には悪い状態となり得ます。そのような中におい ても、近年の夏は猛暑日が多いのですが、スポーツを楽しみたいというお声を数多く私はいただ いております。

そこで質問するわけですが、①猛暑日でもスポーツを楽しみたいというお声が行政のほうに届いていますか。

- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(瀬口 直美君) お答えいたします。

猛暑日でもスポーツを楽しみたいという声は届いているかとの御質問ですが、特定の利用者から猛暑の中でも工夫しながら楽しく元気に頑張っていますという声は届いております。実際、今夏の猛暑日が続く中でも、当該利用者を初め、定例的に体育館を利用されている方は、通常どおり利用されておりましたので、利用状況から見ましても、議員さんのおっしゃる趣旨で利用しているものと認識をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) 猛暑下でもスポーツを楽しみたいという声が私のほうに届いてことについて、私は文書で申し入れたらどうかというアドバイスをしたのですが、課長の御答弁には猛暑下でも十分に楽しまれていると、そういう声はないような答弁でございました。そういうような申し出はいただいていないですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(瀬口 直美君) 先ほどの答弁の中に、特定の利用者から猛暑の中でも工夫しながら 楽しく元気に頑張っていますというお声は届いておりますという答弁をさせていただきました。

それが文書であったかということであれば、文書の中でありました。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) 私のところにある意見は、暑いので支援していただけないか、設備的に扇風機でも貸し出していただけないかという意見をいただいていたから、今のような質問を行ったわけです。それを把握していないというのならこれ以上聞いても……。①に対しては、そういう声はいただいていないというところで、2番に進みたいのですけれども。1番を受けていないといったら、スポットクーラーまたは扇風機の貸し出しによる環境支援はできませんかといっても、無意味になるかもしれないのですけれども。スポットクーラーまたは扇風機の貸し出しによる環境支援はできませんか。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(瀬口 直美君) 先に1番目の質問で、梅津議員さんがおっしゃった質問は、猛暑日でもスポーツを楽しみたいという声が届いていますかという御質問でしたので、届いておりますということで通告に従ってお答えはさせていただいております。その質問に対してはお答えしております。

今改めての質問が、スポットクーラーの貸し出しをという御質問でよろしいかと思いますが、 それにつきましては、そもそも町の体育館の熱中症対策につきましては、そもそもこの御質問が 猛暑下での熱中症対策のところにあるかと思いますが、従来から体調管理や安全管理と同様に、 自己管理にてお願いをして利用をしていただいているところでございます。これは、教育委員会 が管理し、一般貸し出しを行っている他のグラウンド等の体育施設、その他の文化施設も同様で、 これは貸館を行う上で基本的な考えであるというふうに、教育委員会としては認識しております。 ただ、教育委員会として施設を管理し環境を整備するということは、当然必要なことということ で認識しておりますので、その施設の設置目的に照らしまして、例えば体育館であれば近年では 耐震改修工事、トイレの改修、床面の改修、コートラインの全面の引き直し等、環境の整備は行 ってきております。今期の定例会におきましても、補正予算で水銀灯の取りかえ、防球ネットの 修繕もその一つでございます。

御質問の熱中症対策への環境支援ですが、スポットクーラーの貸し出しと一言で言われまして も、このスポットクーラー、業務用ですと1台数十万円はします。そもそもスポットクーラー自 体はその特性上、手軽に局所的な空間を冷やすという冷房装置でございますので、施設全体を冷 やすというようなことには適さないのではないかと思っております。

御質問の中に大型扇風機というのも出ておりましたけれども、それにつきましても、施設の性質上、子供から大人までいろいろな年齢層の方が利用しますので、運動を行う施設である以上、

貸し出し設置によって事故が起きないということが基本であるというふうに思っております。

ですから、いずれにせよ管理者としてはそういう施設の整備、備品の整備をする場合は、事故が起きない、安全に整備するということが重要で、基本的な管理責任であるというふうに認識しております。ですから、スポットクーラーの貸し出し、大型扇風機の貸し出しにつきましても、今のように検討する課題が多くありますし、御要望ということを考えますと、幅広いいろんな方が利用しております。スポーツについてもいろんな種類の方がスポーツを楽しまれておりますので、そういう幅広い方々の御意見も聞きながら、教育委員会としては、熱中症対策にどこまで施設管理者がすべきかというところも含めて、いろいろな面から検討はしていきたいというふうに思っておりますが、今のところそういう検討というところでございます。

以上です。

#### 〇議長(若山 征洋君) 梅津議員。

○議員(4番 梅津 義信君) 最後に意見を言いたいと思います。

私は、今回スポーツ支援ということで、熱中症対策を体育館に限定して質問いたしております。ただ、吉富体育館というのは災害時、避難場所にも指定されております。スポーツを支援のみでの質問でありましたので、あえて御回答は求めませんが、この体育館に夏の台風時期等に対処として避難される方が、あり得なければいいのですけれど、あり得ることもあると思う次第です。一番いいのが冷房完備の体育館を設置するのが一番いいことであると思いますが、それが無理ならば大型スポットクーラーの設置等、今回はスポーツだけだったので御回答は求めませんけれども、今後の行政とともに研究課題として避難場所でもある体育館の空調の改善、特に猛暑に対する熱中症についての改善については、調査研究をしたいというふうに思っております。これは意見なので回答はいいです。今のが私の意見です。

引き続いて、質問事項2番目に移りたいと思います。

高齢者の運転免許証自主返納支援というところです。この質問については、私自身は2015年12月議会、2016年は追跡質問という形で支援について取り上げました。2016年12月議会では、私の質問に対して、担当課のほうの2回目の2016年12月の追跡質問のこの件に関するお答えは、「現在、町内巡回バスの見直しを行っている。返納された方が不便を感じないように、まず町内の交通機関の利便性の向上に力を入れていきたい。その他の支援事業については、民間や福祉事業者による支援サービス等を踏まえ、地域交通のバランスを考慮かつ必要に応じて検討していきたい。」というふうな答弁でございました。この支援事業については、我々議会が開催しています報告会においても、町民の出席者の方から強く背中を押すようなことをしていただけないかという意見もいただいています。県下で近辺の1市2町の状況を調べましたところ、もう既に29年7月以降からこの事業はスタートされていました。吉富町を除いた豊築1市

2町はもうスタートされています。

まず、御紹介しますと、上毛町は満65歳以上で運転免許証を自主返納された方に、乗り合いタクシー1万円分、タクシー初乗り利用券20回分、直売所利用券1万円分、これを1回限りの付与をしております。65歳以上です。豊前市は、平成29年7月1日以降で、70歳以上で豊前市バス乗車券またはタクシー乗車券を1回限り1万円の交付をしています。築上町は、70歳以上で、5月1日以降に始まったわけですけれども、築上町コミュニティバス2年間無料乗車証、補助金5,000円、両方とも支援を1回限り受け取ることが可能となっております。この中で目を引くのが、上毛町の取り組みでございます。財源としては、県の補助として県の事業でやっていますので、70歳以上が1人1回限り2,500円の補助を出すようになっています。上毛町の場合は65歳なので、65歳から69歳までの方は2,500円の補助は県費をもらわず、単費で1万円を出してやっています。

そこで、私が今回問いかけたいのは、平成29年以降、高齢者の運転免許証自主返納支援事業を行う自治体がふえている状況下、豊築でやっていないのは本町だけでございます。そのような状況の中で、スタートさせたということは把握していると思うのですけれども、そういうことを周辺自治体、豊築1市2町がされているということを把握されているでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- **〇総務課長(守口 英伸君)** 把握いたしております。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) この事業を本町についても立ち上げることを提案いたします。お 考えをお伺いいたします。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。

高齢者の人口が増加する中、高齢者の運転免許証保有者数も増加をしております。このような中、車を運転する高齢者が当事者となる事故は年々ふえております。運転免許証の自主返納は、加齢により自分の車の運転技能に不安を感じている方、家族から車を運転することについて心配されている方が自主的に運転免許証を返納する制度で、自主返納者も年々増加をしております。

質問にございます自主返納支援事業については、金銭的な支援をすることにより、自主返納を 奨励してはどうかという質問であろうかと思います。この支援事業は、福岡県内でも30の市町 村が行っています。しかし、そのほとんどがコミュニティバスの回数券やタクシー利用券の交付 など、1回きりの一時的な金銭の支援のようでございます。確かに自主返納を奨励する目的では 有効的な手段であるかと思われますが、一時的な支援が終わった後、どうなるのかなというふう に私は思っております。運転免許証を返還されても、日常生活で不便を感じないよう、地域公共 交通網の基盤を整備することが必要であると思っております。

本町は、コンパクトな町で、スーパー、医療機関も充実しております。町内巡回バスを充実させることにより、自主返納者への支援を行っていきたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 梅津議員。3回目です。
- ○議員(4番 梅津 義信君) 支援事業立ち上げについては、踏み切れない人にとってはそういう1回限り、祝い金みたいな捉え方でもいいのではないかと思うのですけれど、背中を押すというところでは、十分な効果があるのではないかというふうに私は考えます。

また、本町に住まいする高齢者の方々にとっては、隣町上毛、豊前、築上、豊築のこの2町 1市がやっている中で、我が町だけがやらないということは、福祉の後退、高齢者を敬うまちづ くりというところでは反しているというふうに捉えられてもしょうがないというふうに私は考え ます。私のモットーは、高齢者を敬いというところにあるので、強くこの件についてははっきり と、1回限りの支援は県費を取ってもする必要はないというふうに断言されるのですか。

- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。

本町の特徴である小さくてコンパクトな町でございます。その中にもスーパー、買い物をするところ、あるいは医療機関等も充実しておりますので、本町の特性を生かすためには、やはり巡回バスを充実させるというのが有効的な手段であるというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) この取り組んでいるところは、タクシー補助券を合わせて4人 1組で使えたりもできるわけです。豊前のバス云々言われている方々も4人ぐらいで病院に行っ たり、中津の病院に行けたりできるではないですか。担当課よりも、もしかしたら私のほうがコ ンパクトなまちづくりについては賛成し、12年間この席に立っていますよ。それをコンパクト な町だからこの支援についてはやらない、取り組まないというのは、私は大きな怒りと不信を持 ちます。これを私の意見として終わります。

.....

- 〇議長(若山 征洋君) 太田文則議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) 議員席3番、太田でございます。午前中最後の質問になるかと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。事前に通告文を提出していますので、その通告文に沿って質問を行っていきたいというふうに思っております。

町内に数カ所の公園があります。地区のボランティア、活性化同好会の団体などがその地区の公園の清掃管理の委託を受けて、清掃活動を行っていると思いますが、高齢化が進む中、公園清掃にかなりの時間がかかり、労力を費やしている地区のボランティア活動団体もあると聞いております。これらのことを含みおきいただいて、質問へと移らせていただきます。

まず、1番目の楡生公園の清掃運営について、先ほど冒頭にも言いましたけれども、高齢化に 伴い、清掃に時間がかかる。そういった中で現状把握をしているのかどうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) お答えいたします。

まず、楡生児童公園を含め、町内各公園につきましては、住民の皆様の清掃活動によって公園の環境維持に努めていただき、お礼を申し上げます。

御質問の楡生児童公園に限らず、町内公園の清掃活動がどのような状況であるかは、毎月の各自治会からの清掃活動等の報告書で把握はしております。楡生地区につきましては、近年住宅の増加により、特に若い方がふえたことから、河川、道路愛護などは率先して清掃活動をしてもらえるので、非常に助かっていると、楡生地区の住民の方からは伺っております。公園清掃には、高齢化や人手不足等の問題はあろうかと思いますが、地域の公園としてできる範囲で今後も清掃活動を行っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- **〇議長(若山 征洋君)** 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) 今、課長の答弁の中で、確かに楡生地区は最近新興住宅として、 昔の人と新しい人ということで、かなり人口もふえてきております。

そういった中で、昔ながらにおる人の高齢化率、高齢化が進んでいる中で、草刈り機を持っている方の参加率がかなり下がってきているんですね。もとは、あそこの児童公園というところは、私が記憶している中では、小学生がソフトボールできるぐらいの、ある程度の内野グラウンドが整備されていて、外野はそこそこ草は生えとったという記憶があるんですけども、そのくらい整備されとったグラウンドが、いつの間にかもう草だらけになってしまって。それを地区の方にお願いして、その地区の方たちが、最初はやりましょうということで引き受けたと思うんですけども、先ほど言いましたように、草刈り機持っているときはもちろん作業時間の短縮とか、早くスムーズに終わっていたと思うんですけども、その持っている方たちが高齢化になってくると、どうしてもくわだとか、鎌だとか、そういう草刈りの道具に移行されていったんですね。そうなると、清掃に時間がかかってしまうというようなことで、何かいい方法はないかなということで、ちょっと相談を受けまして、今、町内で、2番目に移りますけども、町内で太町グラウンドで、今、定年退職をされた方たちが、憩いの場として体動かして、健康づくりの一面もあると思うん

ですけども、ペタンクというスポーツをやっております。

そういう意味で、そういう会場をふやして、そういった運動をされる方の人口もふやしていこうという相乗効果をいい意味で、そういった児童公園でのペタンクの公園整備をしていただけないだろうかということで、2番の質問に入っているんですけども、それについてお考えを、御回答をお願いいたします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- 〇産業建設課長(赤尾 慎一君) お答えいたします。

質問の通告は、公園内を整備し、ペタンクなどへ解放してはどうかという御質問でいただいて おります。

楡生児童公園を含め、町内の公園については、吉富町都市公園条例並びに吉富町公園の設置及び管理運営に関する条例に基づいて、その範囲内での使用であれば、制限をすることはございません。町民が、いろいろな屋外活動の機会の場として、また、公園の有効活用の面でも、ぜひ利用していただきたいと思っております。

したがって、ペタンク等の使用を制限する考えはございませんが、公園を利用するに当たって、 他の利用者への迷惑となるような行為や、公園内の土地の形状を変更するような利用については 許可をすることができません。その点を御理解いただいた上で、その御利用をお願いしたいとい うふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) ペタンクをする上においては、今、もちろん児童公園においては、現状ではできないような状態でございます。真砂土なりを置いて、整備していただく、そうすることによって草刈りの面積もかなり縮小されてきますから、そこの自治区の清掃活動にもある程度の労力を費やす時間がかなり減ってくるということではないかと思いますので、真砂土を入れて、そういったペタンク並びにグラウンドゴルフの軽く練習だとか、あとはゲートボールですか、そういったものへの解放というふうな感じで、真砂土を入れてくれるというか、真砂土を入れての整備というのは考えているんでしょうか、お答え願います。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 楡生公園に限らず、児童公園、グラウンド等につきましては、 その土地の形状が、使用する上で支障となるような凹凸があれば、当然、整備は必要であるとは 思います。

先ほど申しましたように、こういうふうに形状を変えるようなものというのは、特定の競技で しか使うことができませんので、その範囲内でペタンク、また、あるいはほかの競技をしていた だくことについては、特に制限はございませんので、どうぞ御利用いただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) ペタンクというのは、私は以前、町の仲間と一緒にやったことも、 上毛町であった大会にも出たことがあるんですけども、ある程度草があったりとか、ある程度整備をされていないとできない競技でございます。

そういった中で、真砂土を入れて、冒頭にも言いましたように、昔はあそこでソフトボールをしていた、子供たちが、そういう記憶があります。今、子供が、少子化だから子供がいなくなって草が生えたのか、管理が悪くて、草が繁殖というか、伸びていったのかというのは、そこのところはわかりませんけども、そういった子供の遊び場をつくってあげるということも、一つ大事じゃないかなと。もちろん高齢者だけに限らず、そういった人たちが集まって、いろんなスポーツを楽しむ、健康にもなるというようなことで、私はこの質問をしているわけですけど、最後に、真砂土なり入れて、ペタンクの改良なり、ペタンクにこだわらなくてもいいんですけども、ペタンクをするんであれば、そういった草、障害物はある程度なくさないといけないというグラウンドでございますので、それについてはもう真砂土を入れるしかないなというふうには思っておりますんで、課長の答弁としてはどのようにお考えでしょうか。

〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。

以上です。

- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 楡生公園については、真砂土等を入れることが必要かどうか、 またそれは現地を確認させていただきたいというふうに思っております。
- 〇議長(若山 征洋君) もう3回行きました。次の質問。太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) さっきのことに関して、ぜひ検討していただいて、スポーツ人口がふえることを願って、次の質問に移りたいと思います。

2番目、漁業に関しての質問でございます。

浚渫、アサリ貝放流などについてという質問でございます。

1番目、漁港航路の浚渫に向けた進捗状況についてお尋ねしますということで、昨年、漁業組合長が、庁舎内で脅迫的な言動により、航路浚渫を見送ったことで漁船などの航行に支障があることの町の見解は、どのように考えているのでしょうか。

また、漁港航路の進捗について、9月議会において、調査・設計予算が可決され、浚渫工事実施に向け一歩前進したと思いますが、浚渫に向けた調査・設計業務の進捗はどのような状況にあるのですか、お尋ねします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 御質問の漁港航路の浚渫に向けた進捗状況についてお答えさせていただきます。

現在、調査測量につきましては、県の補助金交付決定を受け、先月入札を実施し、業者が決定いたしました。

現在、作業の準備、まだ、今年中には一部作業に取りかかるところでございます。

深浅測量成果をもとに設計業務に着手するわけでございますが、県並びに国と協議を行い、補助金の内示等の関係もございますが、平成31年度の早い時期には着手をいたしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) わかりました。もちろん海のことですし、どういうことが起こるかもわかりませんし、ぜひ、工事を行う上において、無事にしめやかに終わることを祈念していまして、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の調査・設計完了後のスケジュールなどは、漁業組合へ提出する予定はありますかということで、調査・設計完了した後の作業はどのようなスケジュールとなるんでしょうかということで、航路浚渫工事は、平成31年度に実施すると思いますが、何月ごろに工事を予定していますか。または、そのスケジュールを組合側に提出する予定は考えていますか。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 御質問の調査・設計完了後のスケジュールを組合へ提出の予定 はありますかということでございますが、先ほどの答弁いたしましたように、一日でも早く航路 の浚渫工事は着手したいという考えに変わりはございません。

ただ、国の補助金の内示等がございます。具体的なスケジュールにつきましては、判明次第、 組合へは連絡並びに協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) 私が、以前この件について、漁協組合と執行が信頼関係を構築したら、構築するにはどのようにしたらいいですかという質問をした記憶があります。これを期に、いい関係が再びできるように、ぜひやっていただいて、第1次産業である漁業が発展することを私は願っておりますし、最後に意見としてちょっと述べさせていただきたいなというふうに思っております。

町民の方には、新聞報道などを誤解して、町が一方的に漁民をいじめているかのような感じを

持っているようです。また、それをあおるようなことをしていると、知り合いの人から聞いています。現在までの漁協との関係は、議会でも再三説明がありました。組合長も、組合員のことを思ってのことだと思いますが、自分たちの要求を通すため、脅迫的な言動や暴力による職員への脅迫的な行為は、公的な組織として、またその長としてはあってはならないことだと私は思います。

しかし、組合との関係が改善され、調査測量予算計上などで、一歩ずつ前に進んでいると私は 思っていますが、航路が利用できない状況に変わりはありません。確実に、次年度には工事が着 手できるよう、必要な国への要望や漁協との協議を重ね、工事着手の具体的な時期が見えてきた ときには、漁協には十分なスケジュール説明とあわせ、一日でも早く安全な航行ができるよう、 お互いに共同してよりよい方向に進むことを願っております。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。

アサリガイ放流事業などの水産振興のための補助についてということで、アサリガイ放流事業 やクルマエビなどの放流事業二より、枯渇した資源の回復が大きな目的であると認識しています が、それが、今年度は大幅に削減されたことに対して、私自身も多少の疑念を抱いています。

来年度は、水産事業関係補助の予算計上は、考えていますか、お答え願います。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) お答えいたします。

まず、水産資源育成のためのアサリ放流事業、補助金につきましては、ネット方式による稚貝 採取が順調であるとの報告を受けております。

アサリガイの放流事業事業は、ナルトビエイの食害や、死滅してしまう状況にあり、また、放流後に資源回復のために放流したアサリガイが採取されてしまうなど、税金の無駄遣いであると言っている方もおります。また、組合長自身も、アサリガイ放流事業は無駄な事業であるとの同様の見解を、直接聞いておりますので、アサリガイ放流事業については、予算計上は考えておりません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) ことしの9月ぐらいでしたか、海にアサリの生育状況の確認で、 議員ほとんどが確認に行ったんですけども、ネットに入れて包んで、そういった外敵から守るた めの生育でやっておったんです。かなり大きくなっていて、まだ商品化するには、私は漁業者じ ゃないんで、よくわからないんですけど、よくスーパーなんかで見かけるアサリとほぼ同じぐら いの大きさじゃないかなというふうにして、お手伝いをさせてもらったんですけども、そういっ た中で、一緒に漁業の方も、一生懸命前は補助金でアサリを買ってそれを放流しておった、それ

では生計が立たない。県の、もちろんいろんなアドバイスやらいろんなことをやって、何名の方が、漁師の方がそのような方式でやってみようということで、ネット方式で取り組んでいる今、本当にまさに一生懸命それを売って、自分たちの生活のもとにしようということで、一生懸命頑張っているところでございます。

そういった中で、漁業の方に、ぜひ、補助金を出してあげて、一緒に、さっきも言ったように、いい関係がまた構築できるような感じでやって。いろんなことが、過去にはあったでしょう。役員も、少しは入れかわって、さあ、やるぞという体制になっていると思います。そういったものを考えていただいて、補助金をぜひアサリの件に対しても、ネットに対しても、ぜひ、補助金を出していただきたいなというふうに思っております。

それに対して、最後の質問、4番、現在取り組んでいるネット方式による稚貝のアサリの生育 状況は、どのような状況ですかという質問でございます。

課長も今、先ほど答弁がありましたけども、もう一度言いたいことがあったらお願いいたします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- O産業建設課長(赤尾 慎一君) ネット方式のアサリの生育状況につきましては、先ほど言いましたように、順調であると。それから、豊前海海洋研究所の職員からも、豊前海でも、吉富の沖のアサリについては、他の地区に比べても非常に生育状況がよいというような報告を受けておりますので、今後、さらにネットの数をふやす、また、維持をすればもっと増殖するんではなかろうかとは思いますが、まだまだ商業ベースに乗るような規模ではございません。まだ、基盤づくりの段階ではないかなというふうには思っておりますが、アサリ資源回復のためには、町も積極的には協力、支援はしていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) ネット方式に対して、大体1袋どのくらいの費用なんでしょうか。 6番目に移りましたけども、お答え願えますか。(「5番」と呼ぶ者あり)済いません、5番目。
- ○議長(若山 征洋君) 太田議員、5番に、ここに質問者出しているとおり、きちんと言うてください。
- ○議員(3番 太田 文則君) アサリの採取用ネット1袋当たりの費用は、またはネットの補助は考えていますか。御回答お願いいたします。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** アサリ採取用ネットの作製費用につきましては、ネットの1袋 単価が約70円。試行錯誤した結果、二重にすると定着率がよいとのことから、ネット代が2袋

で140円になります。また、ネットに入れる採石は、1袋当たり10キロ程度が必要であるようです。その費用が、1袋当たり20円となります。合せて1袋当たり160円が、作製費として必要ではなかろうかと思っております。

次に、アサリ採取用のネット作製に伴う補助につきましては、従前から補助金交付には、吉富 町農林水産関係の事業補助金交付規程により、補助金交付申請書を提出していただいております ので、交付申請書の提出がされましたら、内容を精査し、予算計上については検討したいという ふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) ぜひ、一生懸命商品化になるように、今、取り組んでおります。 前は、放流していたのが、それで自分たちが一生懸命そこの海を利用して、みんなで一生懸命商 品化にしようというふうに取り組んでおりますんで、ぜひ、役場のほうもそれに向かって協力し てあげていただきたいなというふうに思っております。

最後に、意見として述べさせていただきます。

アサリ資源回復に向けて、漁業協同組合も努力しているようですが、商業ベースになるにはまだまだ時間が必要であると私も感じておるし、課長の答弁でもありました。

そのためには、漁業者みずからが主体となって、資源回復に努めることが大事であり、町には できるだけの支援をしていただくことが必要と私は考えています。

私は、農家ですが、作物を収穫するためには、たくさんの努力、労力と経費が必要であり、手を掛ければかけるほど、それが収穫に結びつきます。1次産業も同じで、漁業自身もいろいろな工夫をして、水産漁業振興に取り組んでいただきたい。また、それが必要だと組合員も理解していると思いますが、あわせて行政もできるだけの補助金などの支援をしていただくことを願って、私の一般質問を終わります。

 〇議長(若山 征洋君)
 暫時休憩いたします。再開は、13時20分からとします。

午後 O 時17分休憩 .....

午後1時20分再開

- 〇議長(若山 征洋君) 休憩前に引き続き再開いたします。 山本議員。
- O議員(2番 山本 定生君) 皆さん、午後からまたお疲れのところまた、何か言いました、はい、済みません。

ちょっと手短にもういきたいと思いますので、午前中の議員の質問の中にも重複しているもの がありますので、そこは割愛する部分は割愛して構いませんので、そこについてもお聞きしてい きたいと思います。

1番の空き家対策についてをお聞きします。

平成27年8月に行った空き家調査後の3年間のこの推移と対策についてを説明を求めます。

- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- 〇企画財政課長(奥田 健一君) お答えいたします。

今議員おっしゃいましたように、本町における空き家の調査は平成27年8月に吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するために、町内全域の空き家と思われる家屋について調査を行ったものでございます。

この調査以降に町内全域での調査は行っておりませんので、推移につきましては把握はできていないというところでございます。

次に、対策についてでございますが、利活用についてでございます。

本町では空き家を有効活用していただくために、平成28年7月から空き家・空き地バンク制度を導入し、現在運用しております。

この空き家・空き地バンクは、空き家をお持ちの方や空き家等をお探しの方に活用していただくために、通常の不動産取引によるものよりも有利となります空き家バンク利用促進補助金や空き家改修事業補助金等を交付する制度を設けておるところでございます。

また、別に本町では、従前より定住化奨励金の交付制度もございまして、新築以外にもこの空き家・空き地バンクの登録にかかわらず、空き家を購入し定住した方に対しても奨励金を交付しておるところでございます。

これらの制度によりまして、空き家の利活用を促進しているというところでございます。以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今、空き家調査から3年、その後の調査は行っていないので推移 はわからないという説明でした。

その後の対策についても、今バンクをつくったりですとか、補助を出すとかいろんな面やられているということをお聞きしたんですが、それは前回もお聞きしております。

その後、それらを利用されてどういうふうになっているのか、実情を説明してください。

- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(奥田 健一君)** 先ほどの推移ですが、町全域での調査は行ってはおりませんが、 この平成28年8月に認定されました地域再生計画、コンパクトな女子集客のまち推進計画に基

づきまして、地方創生推進交付金実施計画におきまして、この事業実施期間であります平成28年度から32年度のこのKPI、重要業績評価指標なんですが、これにおきまして、町中心部の空き家率の減少を掲げておりますので、この計画エリア内における空き家の推移については把握をしておるところでございます。

この平成32年度までの期間はこの検証は続けていく予定にしておりますので、そういった点では、空き家のその後の推移も部分的ですが、把握はしているというところでございます。

それと空き家・空き地バンクにつきましては、これまでに空き家につきまして登録が8件ございまして、そのうち4件につきましては不動産屋さんがその物件を買い取った事例が2件、あと賃貸が1件、それと売買が1件成立しまして、合計4件が登録から抹消されまして、今現在4件が登録されておるというような状況でございます。

その内訳としましては、賃貸物件が2件、それから売却物件が2件というようなことで、今現在4件ございますので、これについても今後もPRをしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 先ほど説明したそのKPIの形で32年度までという計画は出ていますので、途中の推移はまた今後も聞いていきたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

ちょっと2番のほうにいきます。

危険家屋、いわゆるランクCと言われる判定をされている物件についての現状についての説明、 ちょっと午前中もその説明はされていたようですが、ちょっともう少し補足する部分がありましたらお願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- 〇住民課長(瀬口 浩君) お答えいたします。

企画財政課が行いました空き家調査では、倒壊の危険性があり、修繕や解体やそういうような緊急度が高いランクCに該当する空き家が37件ということで出ております。その後、住民課が調査を行いまして、そのうち5件が危険空き家ということで認識をしております。

この5件の危険空き家の状況は、屋根が一部崩壊をしたり、一部瓦が落ちたり、壁が一部腐食をしておりますが、現時点では空き家の敷地内に収まっている状況で、まだ周辺住民には危険を 及ぼす状況ではないと思っております。

しかし、これまで所有者が確認できる場合につきましては、個人の財産ということで管理をしていただくように再三お願いをしてまいりましたが、今現在の修理等は行われていない状況であ

ります。

今後、傷みが進みまして、周辺住民の方に危険を及ぼすようになりましたら、特措法にのっと り特定空き家と認定し、勧告、命令、最終的には代執行することも検討していく必要があると思 っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 危険家屋については午前中の説明を受けましたので、これはおいおいまた聞いていきたいと思いますが、いわゆる現状では周辺に危険性を及ぼすことが低いということで、その5件については、まだそれ以上進めていない、今後そういうことがあってはということなんですが、現状、周辺というのをどういう認識で捉えるものなのか。

例えば、交通のとか、人通りがあるところに対しての周辺の影響なのか、立地する方々への周辺なのか、この辺の認識というのはどういうふうになるのか、ちょっとそこを一度説明を求めます。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- 〇住民課長(瀬口 浩君) お答えいたします。

周辺といいますのは、隣地として住宅が建っている場合につきましては隣地の家、そして横に 道路がありましたら通行人等に影響がありますので、それ等を含めて道路並びに隣接地となりま す。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 一応そういう説明を受けましたので、またちょっと次に行きたい と思います。

3番目の法律上でのいわゆる問題点及び国・県・町の補助など、公的な支援、こういったものについてちょっと説明を受けたいんですが、前に説明を受けたときは、空き家対策連絡協議会ですか、県とか京築地区でやっていると思うんですが、そういったところで話されている内容も含めて、こうした公的支援やそういうこの辺の方向性、そういったものについての説明があればお願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** それではお答えいたします。

まずは法律の問題からということで質問があっておりますので、それに対してお答えさせていただきます。

平成27年5月に施行されました空き家対策推進に関する特別措置法では、危険空き家を特定

空き家と認定し、指導・勧告・命令を行い、最終的には代執行を行うことができるようになって おります。しかし、全国的に危険空き家はふえておりますが、代執行まで至っているケースはわ ずかであります。

それというのも、あくまでも個人の財産であり、適正に管理をする義務は所有者にあるということ。また、空き家の所有者が亡くなっていたり不明な場合が多いことから、相続人を把握できずに、特定空き家と認定しても指導勧告命令や代執行までは至らないということです。また、行政が代執行を行った場合につきましても、取り壊しに係った費用の回収ができないということです。この点がこの法律の課題だと思われます。

次に、公的支援ですが、御存じだとは思われますが、危険空き家の取り壊しに対する公的補助 につきましては、ことしの4月から老朽空き家の除去に対する費用の一部補助を行っております。 住民の方にこの制度を知っていただくためにも、今後は広報等、ホームページに載せて周知を行 いたいと思います。

そして公的支援ですけれども、取り壊しに対する支援ですけど、この近隣の市町村では、取り壊しに対する補助につきましては、隣の上毛町が取り壊しの費用の2分の1、上限50万円、築上町が取り壊しの費用2分の1に対しまして上限50万円、豊前市が3分の1で上限30万円ということでなっております。

そして空き家対策の連絡協議会ですけれども、これは定期的に会議等が行われておりまして、 特定空き家の認定の基準とかそういうことを情報交換を行いながら、いろんな相続人の捜査とか そういうする手順等を教育を行って取り組んでいるところであります。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今ちょっと3番聞き漏らしたんですけど、これ上毛が2分の1で50万円、築上町が2分の1で50万円、豊前が3分の1で30万円、吉富が何やったっけ。
- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** 吉富は2分の1で上限30万円であります。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) ちょっと、これ3番、もう1点お聞きしたいんですが、これ今言 われた補助制度、解体に関する補助ですが、これは国補助がたしか、国か県の補助がもとにある んじゃなかったかと思うんです。それはこの費用のうちの何ぼになるのか、そこを教えてくださ い。
- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **〇住民課長(瀬口 浩君)** お答えいたします。

この取り壊しに対します費用につきましては、国の社会資本総合整備事業の交付金の対象になっております。多分、2分の1だったんじゃないかと思っております。

本町につきましては今年度から始まりましたので、この制度については利用しておりません。 この制度を利用する場合に、空き家対策の計画を策定するという要件が出ていますので、それで 県からこの補助金を、交付金をもらうために、この空き家に対する計画をつくっているという状 況でございます。

この対策の計画がなくても、特定空き家を認定して代執行までもっていくことはできますので、 事務的には別段支障なくはやっておりますので、今現在は計画についても策定をしていない状況 であります。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) たしか吉富町、単費でこれをやると前に説明を受けたと思います。 ちょっと次、4番にいきます。今、若干よその町の説明もしてくださったんで、4番はちょっ と重複するところ出てくるんですが、やはり近隣市町村の空き家の割合、これは総戸数に対する 割合で説明していただけるのか、戸数に対しての割合で説明されるかちょっとわかりせんが、自 治体の規模が違うのでちょっとわかりにくいかもしれませんが、近隣の自治体が行っている取り 組み内容、先ほどは解体補助という説明がありましたが、それらも含めて、空き家に対するそう いった取り組み、これは吉富町との差異、吉富町と違う部分、そういったところについてありま したら説明を求めます。
- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(奥田 健一君)** お答えします。

近隣市町の空き家の割合、まずは割合ですが、豊前市と築上郡内におきまして確認をいたしましたところ、この空き家の割合につきまして把握をしているのは、築上町と上毛町で、それぞれ調査時期や割合を求める定義等は一致していないので同じ条件下のものではございませんが、築上町が平成25年10月時点で1割4分6厘、パーセントでいきますと14.6%です。上毛町が平成28年10月時点で0割9分、9%との回答がございました。

本町につきましては、空き家の実態調査はしておりますが、外見上空き家と思われる建物を調査したものでありまして、あとは全体の家屋の件数を把握しておりませんので、割合ということで求めることはできません。

豊前市も本町と同様、全体の件数を調査していないということでございますので、空き家の割合はわからないという回答でございました。

次に、取り組み内容の差異ですが、利活用についてでございますが、空き家のこの割合の調査

と同様、豊前市、築上町、上毛町の状況を確認しましたところ、全ての市町において、空き地・空き家バンクのこういった制度は導入しておりますが、その利用促進のための支援制度につきましては、自治体ごとに若干の差異があるようでございます。

本町の支援制度には、空き家・空き地バンクの登録物件に対し、改修や家財道具の処分、それから住居部分の清掃等にかかった費用の一部に補助金を交付する制度がございます。この制度につきましては、同じように築上町と上毛町に同じような制度がありますが、豊前市にはございません。

また、同じく本町には、仲介事業者にお支払いしました手数料についても補助金を交付する制度がありまして、これは豊前市、築上町にも同様の制度がございますが、上毛町にはございません。

また、先ほども言いましたように、本町には従前からあります定住化奨励金の交付制度これなんですが、空き家を購入し居住した方も対象となる制度でありまして、これは本町独自の支援制度になるものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今説明を受けましたが、割合は確かにちょっと難しいのかと思うんですが、いつも広報の一番最初のページに住戸数と町の男何人、女子何人って書いているので、大雑把に出るんじゃないかと思うんだけど出ないのですね。それと、どうする、今の説明の続きでいいですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(奥田 健一君)** 毎月広報に書いている記述につきましては、世帯数を書いてございますので、世帯数と居住の建物の数は別物でございますので、その世帯数で割り戻すようなことはちょっとできないというようなことでございます。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) それはもうその割合が多いか少ないかっていうのはここで言っても仕方ないんですが、先ほど説明でいくと、上毛町と築上町には一部補助があるけれど豊前市はないと、一個ずつのこのやっている取り組み内容、私が取り組み内容の差異というふうに聞いているので、その言ったままの説明かと思うんですが、実態として、例えば豊前市を例に挙げると、空き家バンク創設以来、あそこの空き家物件というのはかなりの数をホームページに載せていました。それの大半がやはり処理終わっているんです、処理というか、もう契約済みとか売買済みと。

それを吉富町は、今回8件までふえてはいますけど、実態としてはずっと1件、1件しか物件

が載っていない状態が続く。そしてなかなか登録してくださる方がいらっしゃらないと、再三、 企画財政課長の説明を受けていましたが、この差はどこに出てくるんでしょうか。

なぜ隣の町ではそれだけ物件数がいっぱい上がってどんどん処理されるのに、向こうはさっき 言った一部補助がない、うちは補助がある、だけど少ない。何が問題なんでしょうか、そこって どうかわかりますか。

- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(奥田 健一君)** その点につきましては、その実態等はつかんでいないので何と も言えないわけでございますが、本町の場合、地形的にはコンパクトな形でございます。駅から もどこに行くにも、歩いて、または自転車で行けるような、そういった便利なところであろうか と思います。

また、隣の市町につきましては、そういったところからはかなり離れている山里があったりとか、そういったところについては住環境もまたそれなりにすばらしい住環境があったりとかいうようなこともあるようなことも、住みやすいとか、人里離れたところに住んでみたいというような、そういったお考えをお持ちの方もいらっしゃるみたいなので、その点につきましては、本町にはちょっと該当しないようなことも考えられるのかなといろいろ思っているんですが、これといって明確な理由はつかんでいないというのが事実でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) そこが大事な部分じゃないかと思うんですよ。言われたように、 吉富町から中津までも歩いても行けますし、本当にコンパクト、横2キロ、縦3キロ、本当に町 内を自転車で回れる、巡回バスを1周回せば全部行けるというぐらいいい町というふうに皆さん いつもおっしゃるんですけど、それであれば、空き家物件を使えば、住む人が出るという前提で 空き家バンクがもう少し登録されてもいいのかなと思うんですよ。

売り物件としてはできないにしても、貸し物件として使えることは十分あると思うんですけれども、そこをもう少し考えないと、これ平成27年8月に空き家調査をやって、3年たっても実績が上がらないんであれば、これは問題ではないかと。

もう少しこれは具体的に何かする方法を考えないといけない。先ほど駅周辺事業に関してはK PI何とかというやつでやると言っていましたが、そうではなくて、やはり町内全体で三百数十 件あるこの空き家、戸数にすると今、吉富町は2,000か3,000弱だと思います。その中で、 これだけ1割以上あるので、これは問題じゃないかと思うんですね。

空き家というのの問題点は、やはり何かあったときに、そこを不審――例えば、危険であるという、先ほど危険家屋の話しました。危険家屋ではなくて、人がいない部分があるということが一番問題なんです。地域のコミュニティっていうのが破壊されてしまう。

先ほど午前中の同僚議員の質疑は、あれは公営住宅でしたが、あれと同じ状態が村村の中で起きているんです。こういうのはすぐにでも対処しなければ、そんな住みたい人が多いであろうと思われる町であれば、300件、300人最低の人が入ってこれる要素があるわけです、最低で。これが家族連れであれば、どれだけの人数がふえるかというのを考えると、ここは大事な部分じゃないかと思うんですが、そこを何か考えられていますか。あと、町長、これどう思われますか。何か対策とか、こういうふうなことしたいとか、町長からもう少し投げかけるとか、何かないでしょうか。町長も含めてお聞きします。

## 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。

○企画財政課長(奥田 健一君) 議員さんおっしゃいますように、確かに300件近い空き家があるわけでございます。ただ、その空き家につきましても、その全てが管理されていないとか、そういうわけではございません。危険空き家と思われる空き家件数につきましては、10件に満たない程度の数であろうかと思います。あとの物件につきましては、多少手を入れれば十分活用できるというような物件が多々多いわけでございますが、逆に、そういった物件につきましては、個人の所有ですから、個人の方がそのまま管理をしていこうという考えの方も多々いらっしゃると思います。そういった方、まだその物件を手放そうとか、お貸ししようとかいうような思いを持っていない方も多々いらっしゃいますでしょうから、そういったところは、空き家物件につきまして、有効活用を今後も考えてくださいというようなことの投げかけはやっていきたいとは思っていますが、それにつきましては、強制的にそういったことができるわけではございませんので、もう少し長い目でこの空き家・空き地バンクを育てていきたいなと思っているとこでございます。

以上です。

## 〇議長(若山 征洋君) 町長。

○町長(今富壽一郎君) 空き家を活用をしたいと言われる方々のニーズがどこにあるのかなというのがあるんですが、私も豊前市さんの情報を全て知っているわけではございませんが、1、2の例をお聞きしましたところ、豊前市外の方々の中で、ちょうど山沿いというんですか。中山間地域あたりにある、割りと低額で購入できるものが要望が強いと。そして、そこに住まわれる方も若年層ではなくて、中年から高齢者にかけての方が物件を見に来るということであるようです。

本町の場合は、地形的にも平坦で、生活する上では便利がいいんだと思いますが、求める方の ニーズからした場合に、もう少し自然が手短にある物件が望まれているので、余り成果が出てい ないんではなかろうかなというふうに思います。

それから、町内の方でお聞きしますと、どうしても家の中にまだまだ家財、家具等が随分ある

と。それを処分するのに、なかなか思い立てないというような話も聞いております。

もう一つは、吉富町には、若い方が家を求めるのに、分譲地や、あるいは新築のアパートが 次々にできているという状況もあるようです。そのようなことで、空き家バンクの登録物件等に 対して、なかなか実績が伸びないんではなかろうかなというふうに思っております。

〇議長(若山 征洋君) 山本議員。

以上です。

○議員(2番 山本 定生君) もう3問言ったよね、これ。

次の質問行きますけど、今、町長がせっかく答えてくれたんで、豊前市とか山間部があるところには、Iターンとかそういう方、引退後にちょっと農業をやりながら、少し古民家みたいな古いところにちょっと住んで、ゆったりと過ごしたいという方もいらっしゃるというのはよくお聞きします。これ、実は、2番の質問の2に入ってくるんで、せっかく町長答えてくださいましたから、後で行きますけどね。

とりあえず2番の質問に移る前に、一つ例を言いますと、よその町では、空き家バンクの専従者みたいな方をやっぱり置いている地域が多いですね。その人が物件を連れて回って見せたりとか、町に来たときに、ついでにこういう話を出すとかいう、機会があればそういうのを紹介するという制度と、実際に不動産会社ではなくて、職員がそこの空き家の人に直接話をすることによって、安心するというのがあるんですね、貸すときに。どうしても不動産会社に貸すと、売れと言われるんじゃないかとか、後で問題になるやないかとかという、そういうのも多少はあるみたいですが、本当に売る気がまだ何もない人は。でも、やっぱり自治体、いわゆるそこの地方行政というのは、住民にとっては一番信用されている人たちですから、その人たちから聞いた情報というのは、文句も言いますけど、やっぱり一番信用しているんですよ。そういう方々がもう少し積極的にこういう住居を活用してほしいなと。さっき言った危険家屋の話じゃなくて、空き家があるということは、人の目が届かない場所がふえるから危ないという話をしているんで、そこはちょっと間違いないように。

あと、2番の質問行きます。

宅地から農地の変更及び遊休農地についての質問をします。

よく農地から宅地というのは、農転とかいろいろ言われるようにされると思いますが、宅地から農地に、もしくは雑種地ち言うんか、などに変更はできるのか、できないのか。その辺をちょっとわかりやすい説明で。午前中の議員も言われたように、議会報告会で聞かれた質問でもあるんで、一般の方がわかりやすいようにちょっと説明を求めます。

- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- **○税務課長(小原 弘光君)** それでは、①につきまして説明します。

固定資産税の課税における地目について、ここでは説明いたします。宅地から農地へ評価地目を変更するためには、その土地が農業委員会管理の耕作台帳に農地として登録されていることが必要で、例えば、宅地の一部を利用して家庭菜園をしていても、その部分を農地として評価することはありませんし、雑種地とすることもなく、その部分は宅地の効果を果たすために使用されていると判断し、宅地のままの評価となります。ただし、宅地の全てを農園として利用している場合は、評価地目を雑種地に変更することになります。

次に、遊休農地について説明します。遊休農地であっても、その土地が農業委員会管理の耕作台帳に農地として登録されていれば、評価地目は農地としております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 私からは、農地担当、それから農業委員会の立場から、宅地から農地への変更についてお答えさせていただきます。

御存じと思いますが、農地とは、農地法上の耕作の用に供されている土地であります。土地に 労力及び資本を投じ、肥培管理等を行って継続的に作物を栽培する土地であり、当然登記地目も 田または畑などでなければなりません。

御質問の宅地から農地にすることを制限する法律は調べましたが、見当たりませんでした。宅地から農地への変更には、さまざまな手続や制限や時間、費用などが必要となる上に、一旦農地に変更すると、農地法により耕作の用として変更した土地を簡単に宅地として戻すことができませんので、この点を御理解いただきました上で、慎重に検討をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 質問者の場合は、多分単純な話だと思うんですね。いわゆる宅地である場所に係る税金、いわゆる固定資産税というやつですね。固定資産税が宅地と農地では、やはり農地では。ちょっと私も質問する以上、簡単には調べてみましたが、専門的にはわかりませんよ。ただ、農地であっても、植えるものによったりとか、農地のものによっては、金額は変わるということみたいですが、一般的には、固定資産税というものがかなり変わってくるんではないかなというふうに思われていると思います、一般の方はね。さっきの説明では、地目の変更だけじゃなくて、税の、課税するときの、いわゆる現況ちいうんですかね。そういうのをしてやるんだと思いますが、この税率の変更ということができるのか、できないのか。

3番にちょっと関係するんで、先にちょっと一応いきますけど、例えば、先ほど産業建設課長が言われていたように、いろいろな手続が必要ですけど、できないと制限する法律はない。そう

だと思うんですね。登記所に出して、地目変更はできますよね。あとは農業委員会が指定するか、 しないかとか、そういうのがあるんだと思うんですが、これを変更することによる町民にとって のメリット、逆に、したことによるデメリット、税制上の差、そういうものをちょっとわかりや すいように説明を求めます。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- O産業建設課長(赤尾 慎一君) まず、農業委員会のほうから。宅地の一部を農地でしようとするときに、農業委員会に農家台帳に記載する上で、農地部分の面積の確定が必要となります。その場合、その土地を用地の測量、それから分筆、そして、その後、地目の変更が必要になります。それには当然土地家屋調査士等にその仕事を依頼するわけですから、かなり高額な費用がかかります。その後に、農業委員会に農地として認定してもらうための申請が必要になってきます。そこで初めて農業委員会がそれを農地として認定されれば、それは、農地としてはされるだろうというふうには農業委員会は考えております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- **〇税務課長(小原 弘光君)** 固定資産税につきまして説明します。

固定資産税、まず税率につきましては、宅地であろうと農地であろうと、一律1.4%です。ただし、その前提の評価額ですね。これが、もしかりに、先ほど言いましたように、耕作台帳に登録されることによって農地として認められれば、評価のほうで、1平米あたりの評価額が、宅地の最高額と田んぼの最高額、この差が、宅地のほうが田の129倍になります。ですから、一般的に皆さん、固定資産税の課税のほうで、宅地にすれば高くなるということは御存じと思われますが、先ほど129倍の開きが、それは最高値、それぞれの最高額を比較した場合ですけど、それが直接税額が低くなるということになろうかと思います。

3番に係る税制の優遇措置も、この場で言えば、今の評価を変えることによって税金が安くなるということあるんですけど、特段の優遇措置はありません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今言われたように、多分手続をして、どうしても税率を下げたいというんであれば、やれないこともないけれど、やるまでの価値は、今言われた手続のお金と、これを宅地を農地にして、仮に、じゃあ、やっぱり農業できませんよちなって、また宅地に戻そうと思うときの大変さを考えると、町民にとってのメリットはちょっと少ないのかなというふうな回答に受けとめました。私も今聞いている限りでは、そう思います。

それで、ちょっと1番、3番、行ったり来たり、ちょっとしてしまっているんですが、もうそ

のまま2番に行きますけど、先ほど町長が言われていたように、定年後とか、いわゆる退任された後の方とかが、第二の人生とか、あとはIターンとか、Uターンとか、いろいろな方が家庭菜園、もしくはそういった、先ほど町長は山間部と言われていましたが、やっぱり町なかでもそういうところができたら、そういうことをできる部分があれば、先ほど町長が言われていたような方も、もしかすると、吉富町に住みたいと思う方がおるかもしれないですよね。そういうことで、例えば、そういう一般の方も利用できるような、遊休農地を使うのかどうかは別にしても、こういった、いわゆる市民農園とか言われるやつですね。こういったものはできないものなのか。例えば、ここに遊休地を使った場合は、これができるのか、できないのか。先ほど言った、例えば、宅地であるが、そこを市民農園という形にすることによっての税制の優遇ができないものなのか。その辺のちょっと説明を求めます。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) 市民農園についてお答えさせていただきますと、市民農園につきましては、言われますように、Iターン、Uターン等で農作業したいという方には有効なものだと思いますが、そういった農作業を初めて経験する方や、いろいろな作物を栽培したい方のためには、農家が農作物の作付の指導をするとか、そういうことによって、住民との交流ですね、図る上では、有効な施策であろうと思います。Iターン、Uターンで農業を始めたいという方は、町内にもまだ遊休農地というのがございます。遊休農地を農業として始めたいという方がいらっしゃいましたら、産業建設課のほうに御相談いただければ、1反でも農地は借りることもできますし、小規模な農地もありますので、ぜひ御相談いただければというふうに思っております。

したがって、現段階では、本町では、市民農園についての開設については予定はございませんが、そういった要望がございましたら、農業委員会等で議論していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- ○税務課長(小原 弘光君) 市民農園、例えば、一筆全部を今まで宅地だったのが市民農園として活用する場合には、まず税の評価地目が宅地から雑種地に変更することになるんで、先ほど①のとこで説明したとおり、雑種地ということになります。そうした場合、税はどうかというと、本町の場合は、宅地評価と雑種地評価を比較した場合、税額が少なくなるということはありません。それどころか、宅地を市民農園とかに変更する場合、そこにもし建物が、住宅が建っとったら、それを壊すということになります。そうすれば、住宅用地の特例がなくなりますので、逆に、税金が3倍から4倍ぐらい高くなるということになろうかと思います。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) それで、本来は、宅地と農地だけで聞いたほうが早かったかなと思ったけど、雑種地というのもあるんで、一応住民の皆さんにも。雑種地だと安いという、ちょっと間違える方もいらっしゃるんで、宅地と雑種地は、吉富の場合、税制上は変わらないということをちょっと聞きたかったのもあったんで質問しましたが、今言った、仮に宅地なりを市民農園に開放をしようとすると、たしか今、法律では、たしかできるようなことになっていますよね。何か何種類かパターンがあって、市民農園という定義。町としては、そういうことが、まあ今、先ほど産業建設課長のほうは、そういう要望がないということなんで、要望がないというんで調べられていないとは思うんですが、仮に遊休地の方ではなくて、宅地をある程度持たれている方が、もうここをちょっとそういうのにしたいとなったときに、町として何か支援をするか、しないか。多分農地のことは町長のほうが詳しいんじゃないですか。そういうことは町として今後考えたりとか、さっき言われた、山間部のほうにそういう自然を求めた方がいらっしゃるというんで、そういうのもまた今後、町の魅力として発信して、それと掛け合わせて、空き家対策なんかもいいのかなと思うんですけど、それを町長、どう思われますか。ちょっと詳しいと思うんで、ちょっとお聞きしたいんですけど。
- 〇議長(若山 征洋君) 町長。
- ○町長(今冨壽一郎君) 私は詳しくはないんですが、住んでいる近くの土地で野菜等をつくりたいということであれば、かしこまらずに農業委員会なり、あるいは地域の自治会長さんなり、農家の生産組合長さんあたりに、近くでどこか野菜をつくらせてくれる土地はないでしょうかとお尋ねをしたほうが、早かろうなと思います。正式に貸し農園等を営む場合は、なかなかいろんな法律があるんではなかろうかなというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- **〇議員(2番 山本 定生君)** もう補足することなかった。いい。なかった。 (発言する者あり)
- 〇議長(若山 征洋君) 補足ある。産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 補助につきましては、農地につきましては、そういった補助があるようでございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 次、行きますけどね。先ほど町長言われたように、そういう相談があれば、そういったふうにすればいいのかなと思いますが、よそから入ってくる方を引き入れ

るためには、来て調べるようじゃ、ちょっと困るんで、そういう情報も発信できるように、町としてもね。今、要望がないからしないんじゃなくて、そういった何軒かの農業者にもそういう場所がないかどうかぐらいは確認しておいて、こういう人がいたときには、そういうことも相談しますよというのができたらいいんではないかなと思うんです。

ちょっともう次の質問に行きたいと思いますんで、時間もありませんからね。かなり私、早う 終われと言われて、ちょっと制限時間長くなっているんで。

吉富の職員の町に対する意識についてというのをちょっとお聞きしたいんですが、吉富町に、 私が持っているやつと今回そちらに通告した内容が少し違うんで、通告の内容で読みます。「吉 富町に対する思い入れを職員に聞いたことがありますか」というふうになっています。職員とい うのは、今ここにいらっしゃる皆さんも職員ですから、これを聞けるのは唯一町長しかないと思 いますので、この書き方になっているんで、一応町長にお聞きしたいと思います。

- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。吉富町に対する思い入れを職員に聞いたことがあるかという御質問についてお答えをいたします。

特に職員に対して、吉富町に対する思い入れを確認したことはございません。 以上です。(笑声)

- 〇議長(若山 征洋君) 町長。
- **〇町長(今冨壽一郎君)** 随分前にはあったような話も聞いておりますが、最近ではありません。 以上です。(「そうですか。はい、済いません」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) やっぱり聞きづらいですよね。どういうふうに聞きゃいいかつうことなんでね。何で聞きたいかなというのは、今せっかく、先ほどから空き家とかいろんな話をしているときに、今さっき町長の説明もあったように、いろんな人が町に入ってくるということを、町は今やっているわけですね。人口1万人に向けて、今少し、一人でも多くの人を入れていこうと。

しかし、あるところでは、職員たちがやっぱりよその町に住居を構える。以前、中途の採用を されるときは、吉富町に住むことが条件ではないけれど、住んでほしいと言った。新しく入る方 にも一応基本はそうしているそうなんですが、それは最初の段階であり、だんだんやっぱりどう してもいろいろ条件あるでしょう。奥さんが向こうにいたとか、向こうに高齢のお父さん、お母 さんがいるからとか、いろんな理由があるかと思うんですが、やはり職員が吉富町に住みたくな いような町によその人を入れようというのは難しいと私は思うんです。

だからといって、居住の憲法でうたわれているように、居住は自由ですから、職員の皆さんに

吉富町に住めというわけではないんですが、やはり吉富町に住みたいと、吉富町のためなんだと 思えるような人たちでみんなに頑張ってほしいと思うんです。少なくとも議員は、吉富町の人間 以外なれないわけですから。

だから、そこはどうなんかなというのを町長もなかなか職員には聞きづらいとは思うんですけ ど、そういった意味での今回は質問でした。

ちょっとこれはもう時間もありませんから、また今度、追々やっていきたいと思いますが、やはり魅力ある町というのはその自分たちが思い入れがないと、その町に対して力が入りづらいんではないかなと。

さっき、私もちょっとある人から質問されたんですけど、「あなたはそれだけ吉富町の非難しているのに、吉富町のこと好きなんですか」と言われたんです。そうですね、だから一生懸命僕はいいように町にしたいなと思っているんですけど、ただ、そういうふうに思われているんであれば心外だなと思いましたけど、ちょっと4番に行きます。

これ、午前中に同僚議員が聞きましたので、あともう大体内容はさっき説明されているとおりだと思います。

この中で、私が先ほどの質問外があれば補足して結構ですし、それ以外に平成24年度の説明をさっきされていましたが、例にとって。平成24年度の災害は通常災害と言われていましたが、激甚災害に指定されていたわけですよね。私もそう聞いていたんですけど。そこの確認が1点と、もう一つ、吉富町で過去、激甚災害に指定された件が、例があるか。ちょっとその辺を教えてください。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 平成24年の災害でありますが、激甚災害につきましては、福岡県は矢部川、それから沖端川、大分県が花月川、有田川、熊本県が白川と黒川が激甚災害の指定として指定されておりますけど……。

平成29年の西日本豪雨につきましては、対象地区が朝倉、東峰村、添田町、大分県の日田市 でございます。

本町が激甚災害になった関係での私が知る限りではなかったというふうに記憶しております。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) もう一点、先日もらった資料の中で、これちょっと確認したいんですが、平成24年の部分で3分の2の補助なんで国費が補助率66.7とあるんですが、その横に町費のほうで補助率33.3と書いてあるんですが、この時点は町負担部分で、いわゆる、補助裏、これはなかったのか、あったのか。

これ町費というのは多分これあのときは起債があったと思うんです、残りが。だから、起債に

ついての補助があったのか、ないのか。ちょっとそこを教えてください。

- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(奥田 健一君)** ちょっと今ここに資料がございませんので、明確に補助があったのかどうかというのはお答えできません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 補助といいますか全体事業費のうち資料として提出したものの 国費が66.7%で3,832万5,000円、残りの33.3%が町費でございます。

大変申しわけありません。補助率というふうに記載しておりますが、町の負担が33.3%という意味でございます。申しわけございません。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- 〇議員(2番 山本 定生君) もう、質問は時間になりましたので終わりたいと思います。

せっかく質問、ちょっと早く終わりたかったんですができませんでした。また3月に頑張りたいと思いますので、先ほどの話ですけど、とにかく町に人を引き込みたい、自分たちのことを好いてくれという人間が、自分たちの町を信用していないんであればどうにもなりません。

皆さんは、住民に雇われている、税金という給料をもらって雇われているわけですから、住民 のために頑張ってほしいと思いますし、我々もできる限り住民のために頑張っている職員のこと を、ちょっと言い方は私はちょっときつい言い方、意地悪な言い方に聞こえるかもしれませんが、 やっていることはやっていることで評価して、なるべくみんなに知ってほしいと思いますので、 そこはわかっていただいて質問に答えてほしいと思います。

これにて、私の一般質問を終わります。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時11分散会